

第3章 重点的取組みと施策の展開

（注意1）

各施策の個別事業には、新宿区社会福祉協議会、新宿区生涯学習財団（レガス新宿）の事業も取り上げています。

（注意2）

第2節重点的取組みにおける個別事業の「平成20年度事業見込等」は、事業の規模を表す目安として平成21年1月末現在において、平成20年度末の事業量を見込んだものです。ただし、事業の内容によっては、記載していないものもあります。また、新規事業は「新規」、継続事業は「継続」、新宿区第一次実行計画の計画事業は「計画」と区分に表示しました。

（注意3）

第3節施策の展開における個別事業の事業名（担当課）の欄に新規事業は【新規事業】、新宿区第一次実行計画の計画事業は【計画事業】と表示しました。

第1節 高齢者保健福祉施策の体系

基本理念	2015年の将来像	基本目標	施策	事業
だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会をめざす	いきいきとくらせるまち	基本目標1 社会参加といきいきづくりを支援します	1 いきいきづくりの支援 2 多様な地域活動への参加支援 3 就業等の支援	1 いきいき活動事業 2 敬老会 3 高齢者福祉大会 4 いきいきハイキング 1 高齢者クラブへの支援・助成 2 高齢者福祉活動基金利子の運用 1 シルバー人材センターへの支援
		基本目標2 健康づくり・介護予防をすすめます	4 健康づくりの促進 5 介護予防の推進	1 ☆元気館事業の推進 2 ☆いきいきウオーク新宿 3 湯ゆう健康教室 4 若がり講座 5 健康ウオーキング 6 出張レガスポ! 1 介護予防普及啓発事業 2 地域介護予防活動支援事業 3 特定高齢者選定事業
	だれもが互いに支え合い安心してくらせるまち	基本目標3 いつまでも地域の中でくらす自立と安心のためのサービスを充実します	6 介護保険サービスの提供と基盤整備	1 介護保険サービス 2 地域密着型サービス事業者の指定
			7 自立生活への支援(介護保険外サービス)	1 配食サービス 2 理美容サービス 3 寝具乾燥消毒サービス 4 回復支援家事援助サービス 5 いきがい対応型デイサービス(再掲) 6 ハンディキャブ運行事業 7 住宅改修・設備改修費助成事業
			8 介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進	1 介護保険サービスに関する苦情相談 2 介護保険サービス事業者に対する指導検査 3 介護保険サービス事業者協議会への支援 4 事業所向け研修
9 認知症高齢者支援体制の推進	1 ☆認知症高齢者を地域で支えるしくみづくり 2 普及・啓発用リーフレット等作成 3 認知症講演会 4 地域包括支援センターでの相談 5 介護予防普及啓発事業(再掲) 6 認知症・うつ予防相談(再掲)			
10 在宅療養体制の整備	1 ◎退院調整モデル事業 2 ◎リハビリテーション・連携パスモデル事業 3 ◎病院職員の訪問看護ステーションでの実習研修 4 ◎介護従事者等在宅療養研修 5 ◎訪問看護ステーション人材確保 6 ◎在宅療養に対する理解促進			
11 ケアマネジメント機能の強化	1 ☆地域包括支援センターの機能強化 2 ケアプラン評価会の開催			
12 暮らしやすいまちづくりと住宅の支援	1 人にやさしい建物づくり 2 ☆建築物等耐震化支援事業 3 ☆ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進 4 ☆鉄道駅のバリアフリー化 5 ☆道路のバリアフリー化			
基本目標4 尊厳あるくらしを支援します	13 権利擁護・虐待防止の促進 14 介護者への支援	1 高齢者の権利擁護の普及啓発 2 ☆成年後見制度の利用促進 3 地域福祉権利擁護事業 1 家族介護者教室・交流会 2 家族介護者外出プラン 3 介護者の休養		
基本目標5 支え合いのしくみづくりをすすめます	15 高齢者を地域で支えるしくみづくり 16 ボランティア活動等への支援	1 ふれあい訪問・地域見守り協力員事業(再掲) 2 民生委員による相談活動 3 高齢者クラブによる見守り活動 4 ☆認知症高齢者を地域で支えるしくみづくり(再掲) 1 社会福祉協議会助成金制度 2 ふれあい・いきいきサロン(再掲)		

※☆は、新宿区第一次実行計画の計画事業です。
◎は、新規事業です。

事業	事業
5 ふれあい入浴	9 中高年ライフアップ講座
6 ★高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備	
7 ★ことぶき館等の機能転換	
8 ふれあい・いきいきサロン	
3 ボランティア・市民活動センターの地域活動支援事業	5 ★高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備(再掲)
4 ★生涯現役塾	
2 高齢者就業支援事業(新宿わく☆ワーク)の実施・運営助成	3 ★新宿区勤労者・仕事支援センターによる就労支援

7 夏休みラジオ体操	13 骨粗しょう症予防検診
8 健康手帳の交付	14 歯科健康診査
9 健康教育	15 歯の衛生週間
10 健康相談	16 認知症・うつ予防相談(再掲)
11 健康診査	
12 がん検診	
4 介護予防ケアプラン作成	7 介護予防事業の評価
5 介護予防ケアマネジメントの質の向上	8 いきがい対応型デイサービス
6 介護予防教室	9 認知症・うつ予防相談

3 ★特別養護老人ホーム等の整備	5 医療介護支援
4 ★地域密着型サービスの整備	6 ◎在宅復帰リハビリテーション連携事業
住宅改修理由書作成業務の支援	15 災害時要援護者登録名簿の活用
9 老人性白内障特殊眼鏡等助成費	16 災害時要援護者対策の充実
10 高齢者おむつ費用助成	17 ちよこつと困りごと援助サービス
11 補聴器・杖の支給	18 ★介護保険制度改正に伴う支援(通所サービス利用者の食費助成・自立支援特殊寝台貸与者への利用助成)
12 高齢者緊急通報システム	19 ふれあい訪問・地域見守り協力員事業
13 高齢者火災安全システム	
14 高齢者居住住宅への火災警報器の設置	
5 福祉サービス第三者評価の受審費用助成	9 介護保険サービス事業者等表彰制度の実施
6 介護給付適正化の推進	10 ◎介護福祉士資格取得費用助成
7 地域包括支援センター等運営協議会の運営	
8 介護モニター制度	
7 物忘れ相談	13 ★成年後見制度の利用促進(再掲)
8 認知症専門相談	14 地域福祉権利擁護事業(再掲)
9 保健センターにおける精神保健相談	15 高齢者を支える総合的なネットワーク運営協議会の構築(再掲)
10 徘徊高齢者探索サービス	16 ★特別養護老人ホーム等の整備(再掲)
11 徘徊高齢者緊急一時保護事業	17 ★地域密着型サービスの整備(再掲)
12 ◎認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業	18 かかりつけ医機能推進事業(認知症医療ネットワークの推進)
7 ◎在宅療養相談窓口の設置	13 難病講演会・講座
8 ◎在宅復帰リハビリテーション連携事業(再掲)	14 難病療養相談
9 かかりつけ医機能の推進	15 難病体操教室
10 かかりつけ歯科医機能の推進	16 難病患者等日常生活支援事業
11 緊急一時入院病床の確保	17 在宅難病患者医療機器貸与者訪問看護事業
12 夜間住診事業助成	18 訪問指導
3 ケアマネジャーネットワークへの支援	5 介護支援専門員新任研修の実施
4 ケアマネジャーホットラインの実施	6 在宅介護支援業務検討会の実施
6 ★細街路の拡幅整備	11 住宅相談
7 高齢者に配慮した公園の整備	12 住み替え居住継続支援
8 バリアフリー住宅の普及促進	13 シルバーピアの管理運営
9 住宅資金融資あっ旋利子補給	
10 ★高齢者等入居支援	

4 成年後見審判請求事務等	7 虐待の早期発見・相談
5 悪質商法被害に関する相談及び防止のための普及啓発	8 高齢者虐待防止ネットワークの再構築
6 消費者講座	9 老人福祉施設への入所等措置
4 家族介護慰労金の支給	7 高齢者おむつ費用助成(再掲)
5 高齢者緊急ショートステイ事業	8 徘徊高齢者探索サービス(再掲)
6 特別養護老人ホームの入所調整	9 ◎認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業(再掲)

5 ★高齢者の孤独死防止に向けた取組みの推進	9 災害時要援護者登録名簿の活用(再掲)
6 ★地域見守り活動の推進	10 災害時要援護者対策の充実(再掲)
7 高齢者を支える総合的なネットワーク運営協議会の構築	
8 ◎地域ささえあい活動支援事業	
3 ★生涯現役塾(再掲)	5 ボランティア・市民活動センターの地域活動支援事業(再掲)
4 小・中学校、関係機関、団体等が行う福祉教育等への協力	6 ◎介護支援ボランティア・ポイント事業

第2節 重点的取組み

本計画では、介護が必要な高齢者の増加が予想されるなか、高齢者が安心して生活をしていくために、介護人材の確保・育成への支援に取り組むとともに、重点的施策として、在宅において介護が困難な認知症高齢者への支援、医療の必要性の高い高齢者への在宅療養体制の整備や保健・医療・福祉・地域などの社会資源を包括的かつ継続的に提供するケアマネジメントの機能強化に取り組んでいきます。

重点的取組み1 認知症高齢者支援体制の推進

今後、認知症高齢者は高齢者人口に比例して増加していくと推計されています。そこで、認知症になっても、本人や家族が地域で安心して生活していくことができる体制を作ることが必要です。これまで重点的に取組みを進めてきた認知症予防、早期発見・早期対応のしくみづくりに加え、発症後の生活を支援する体制の充実を図ります。

具体的には、相談機能やサービス等の充実、医療を含めた関係機関の連携や地域の支え合いの推進、権利擁護への取組みなど、総合的に認知症高齢者支援体制を推進していきます。

重点的取組み2 在宅療養体制の整備

医療制度改革による入院日数の短縮化や療養病床の再編、高齢者人口の増加などにより、在宅で長期に療養する人が増えており、今後一層その増加が予測されます。このような状況の中、区民が適切な支援を受け、安心して在宅療養できるように、病院と地域のかかりつけ医*、訪問看護ステーション、ケアマネジャー*、地域包括支援センター*などとの連携を強化するしくみの構築と、人材育成に取り組んでいきます。また、区民が在宅療養について理解を深められる取組みを推進していきます。

重点的取組み3 ケアマネジメント機能の強化

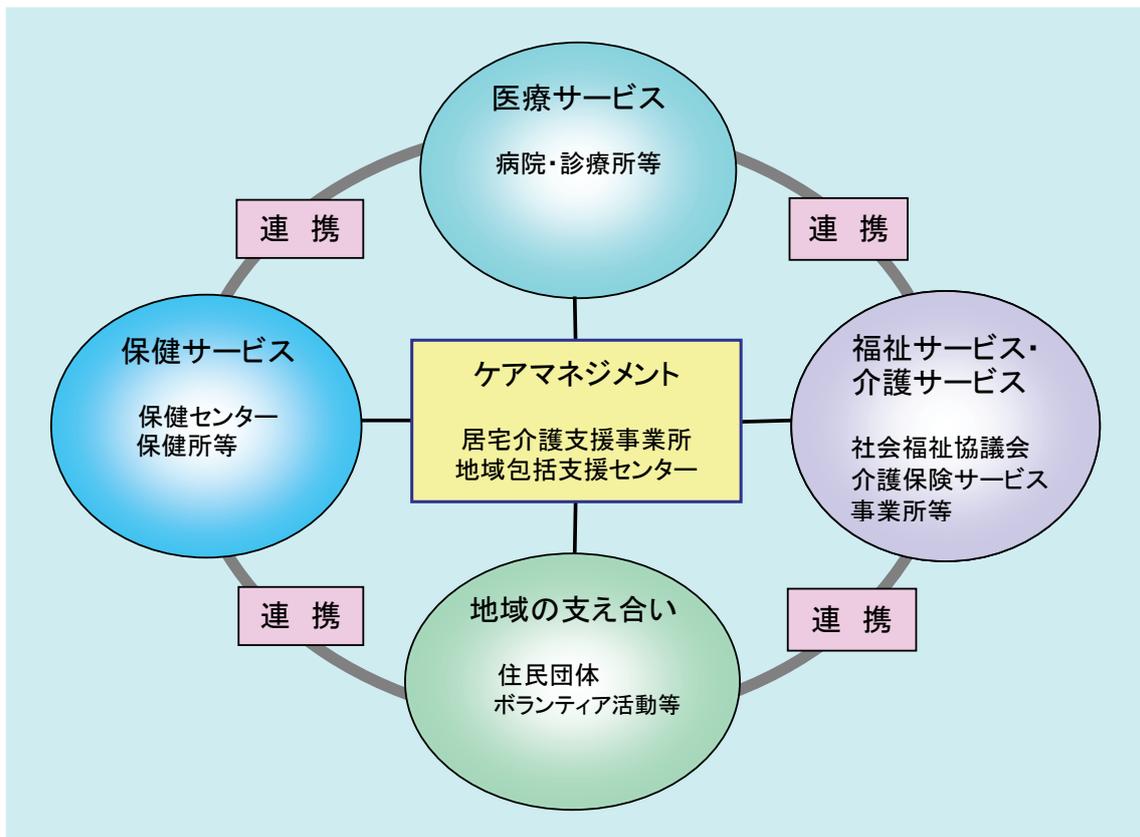
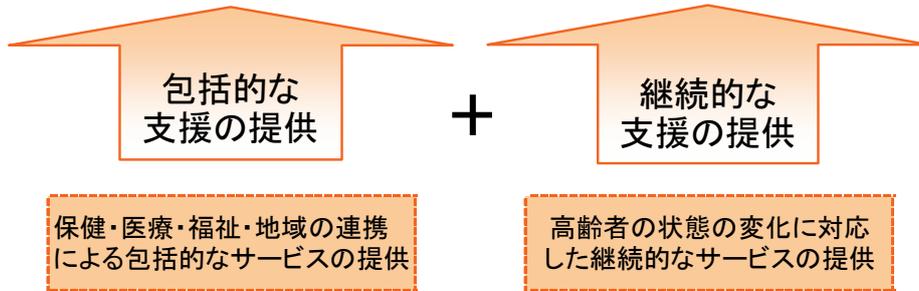
高齢者が住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らしていくためには、高齢者を支える地域のネットワークを構築し、保健・医療・福祉のサービスや地域の力など様々な社会資源を結び、多職種協働をマネジメントする機能が重要となります。

その中心的な相談機関となる地域包括支援センターの機能を強化することで、地域での尊厳あるその人らしい生活の継続を支援する「地域における問題解決のシステム」としての地域包括ケア*体制を充実していきます。

また、介護保険制度におけるケアマネジメントを担うケアマネジャーへの支援にも取り組んでいきます。

地域包括ケア概念図

支援が必要な高齢者



ケアマネジメント

高齢者の解決すべき課題、心身の状況を踏まえ、総合的な援助方針の下に必要なサービスを計画的に提供していくしくみ

■重点的取組み 1

認知症高齢者支援体制の推進

現 状

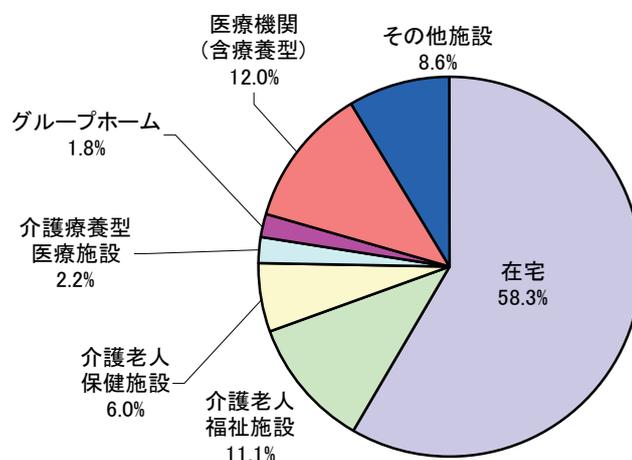
- 平成 20 年 10 月末現在、介護保険の要介護（要支援）認定者の 2 人に 1 人の割合で日常生活に支障をきたすような認知症の症状がみられます（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ～M）。そのうちの約 6 割が在宅で生活しています。
- 地域包括支援センター及び保健センターの相談業務においても、認知症高齢者に関する相談が増加しています。その中で、本人からは忘れてしまうことへの不安や孤独感を訴える声があり、家族、ケアマネジャー、訪問介護等介護保険サービス事業者からは、徘徊や妄想といった認知症の周辺症状への対応やケアの方法、相談先・受診先に関する問い合わせが共通して寄せられています。また、近隣の区民からは、一人暮らしの認知症高齢者を心配する相談があります。
- 区では、認知症専門相談、かかりつけ医機能推進事業、地域密着型サービス*の整備、徘徊高齢者探索サービス等、保健・医療・福祉、認知症にかかわる各分野で、認知症高齢者支援のための取組みを行っています。特に、平成 18～20 年度の高齢者保健福祉計画のもとでは認知症予防、早期発見・早期対応につながる取組みの充実を図ってきました。しかし、各分野の関係機関の連携体制は、機能的なネットワークを築くまでには至っていないのが現状です。

〔認知症高齢者自立度別の在宅の割合〕

認知症自立度	要介護(要支援)認定者合計	在宅	
自立	2,841	2,528	89.0%
I	2,492	2,142	86.0%
Ⅱ～M	5,635	3,284	58.3%
合計	10,968	7,954	72.5%

（平成20年10月末現在）

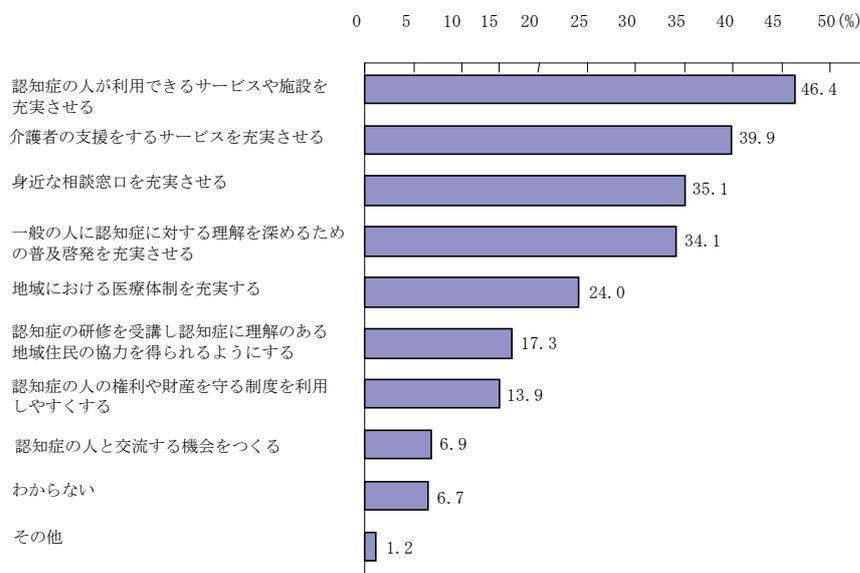
〔参考図〕 認知症高齢者の生活場所（認知症高齢者自立度Ⅱ～M）



- 平成 19 年度の高齢者保健福祉施策調査では、認知症の早期発見・早期対応をすすめるために、「かかりつけ医で認知症の早期発見や相談ができること」「気軽に専門医に受診できる体制の整備」の要望が多く出されています。
- また、認知症の心配や疑いがあった場合「気がついたらできるだけ早く受診する」と回答した人が約7割と最も多くなっています。一方で、記憶力・物覚えが「少し悪くなった」「かなり悪くなった」と答えた人のうち、専門医等への相談は「年齢的なものと思うので相談や受診をしていない」が45.2%と最も多くなっており、早期受診の難しさがうかがわれます。
- 次に、介護の負担については、認知症の有無にかかわらず介護者の5割以上が「精神的なストレスがたまり、悲観的な気持ちになることがある」と回答しており、精神的に重い負担を抱えながら介護に取り組んでいる現実がうかがえます。
- 「地域で認知症の人が暮らしやすくなるには」と聞いたところ、「認知症の人が利用できるサービスや施設の充実」が46.4%と最も多く、次いで「介護者を支援するサービスの充実」39.9%、「身近な相談窓口の充実」35.1%となっています。また、「研修を受講し認知症に理解のある地域住民の協力を得られるようにする」は17.3%で第6位です。

〔地域で認知症の人が暮らしやすくなるしくみ〕（複数回答）

一般高齢者調査（回答者数=1,106人）



出典：高齢者保健福祉施策調査報告書（平成20年3月）

課題

- 認知症予防、早期発見・早期対応のために、あるいは症状が変化した時等に、気軽に相談、受診ができる体制をつくり、広く区民に周知することが必要です。
- これまで充実を図ってきた認知症予防、早期発見・早期対応の取組みに加え、一人暮らしの認知症高齢者も視野に入れた認知症発症後の生活を支援する取組みを充実していくことが必要です。
- かかりつけ医、専門医、ケアマネジャー、地域包括支援センター、保健所、保健センター等、認知症高齢者と家族にかかわる保健・医療・福祉、それぞれの関係機関の役割の明確化と機能的なネットワークの構築が必要です。
- また、民生委員*や地域住民等が一体となったネットワークづくりも必要です。
- そして、認知症高齢者が安心して地域生活を継続していくためには、相談体制、サービス等の充実に加えて、地域住民等の認知症についての知識を深め、本人、家族に対する理解や気づき、支え合いを推進する対策が必要です。

施策の方向

- 認知症予防から発症後の生活までトータルに対応する相談、サービス、医療等の体制を整えていくとともに、地域による気づきと支援の輪を広げ、認知症になっても高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。

区の実り

(1) 相談、受診体制の充実

- 身近な相談機関である地域包括支援センターの機能強化を図り認知症に関する研修等を実施して、認知症相談への対応力を充実していきます。
- かかりつけ医の認知症への対応機能を強化するとともに、専門医との連携を推進する取組みを行います。

(2) 認知症の予防、早期発見・早期対応の推進

- 認知症・うつ予防相談、認知症予防教室等の事業を実施し、引き続き、認知症予防、早期発見・早期対応のための取組みをすすめます。

(3) 認知症高齢者及び家族の生活を支援する取組みの強化

- 地域密着型サービス等、認知症高齢者の生活を支える介護保険サービスの充実を図ります。
- 認知症の介護に特化した家族介護者研修、介護保険外の福祉サービスの必要性等、これから取り組むべき事業を検討し、優先度の高いものから実施していきます。
- 高齢者虐待の防止、成年後見制度*の活用等を推進し、認知症になっても高齢者の権利が護られるようにします。

(4) 保健・医療・福祉の関係機関の連携強化

- 各機関の役割を明確化し機能的な連携体制を築くための連絡会を開催します。

(5) 普及・啓発、地域での支え合いの推進

- 認知症に関する講演会の開催やパンフレットの作成・配布を行い、認知症への理解の促進と偏見の解消を図ります。
- そして、認知症・もの忘れ相談医*や地域包括支援センター等、相談や受診ができる機関の情報を掲載したパンフレット等を作成し、区民に幅広く情報提供を行います。
- 認知症サポーター養成講座の開催や養成した認知症サポーターの活動支援等を通して、地域での支え合いを推進していきます。

事業

事業名	認知症高齢者を地域で支えるしくみづくり		
	担当課	区分	計画
1	事業概要	<p>高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域に暮らす人々等の気づきと支援の輪を広げ、認知症高齢者とその家族を地域で支えていくためのしくみづくりを推進します。</p> <p>①認知症について正しく理解し、本人やその家族を支援する認知症サポーターを養成する講座を開催します。</p> <p>②認知症に関する内容や相談先等を掲載した、パンフレット等を作成・配布します。また、区民を対象に、認知症の人への対応方法等について理解を深める講演会を開催します。</p> <p>③認知症高齢者の介護者を対象に、認知症に対する正しい理解や日常生活での接し方等、多様な内容の研修会を開催します。また、介護サービス事業者等を対象に、病気の理解、本人への対応方法、介護家族への理解等、実践に活かせる研修会を開催します。</p>	
	平成20年度事業見込等	<p>①認知症サポーター養成講座 地域のサポーター 450人、職員のサポーター 100人</p> <p>②認知症に関する普及・啓発 パンフレットの作成・配布 6,000部、講演会 1回</p> <p>③認知症介護者教室・認知症支援事業者研修 —</p>	
	平成21～23年度事業目標	<p>①認知症サポーター養成講座 地域のサポーター 450人、職員のサポーター 100人／各年度</p> <p>②認知症に関する普及・啓発 パンフレットの作成・配布 6,000部、講演会 1回／各年度</p> <p>③認知症介護者教室・認知症支援事業者研修 認知症介護者教室 20人×1クール 4回／各年度 認知症支援事業者研修 30人×2回／各年度</p>	

2	事業名	普及・啓発用リーフレット等作成		
	担当課	健康部保健予防課	区分	継続
	事業概要	認知症の早期発見・早期対応に区民が主体的に取り組めるように、普及啓発のためのリーフレット等を作成・配布します。		
	平成20年度事業見込等	100,000部（特定健診案内郵送時同封等）		
	平成21～23年度事業目標	83,000部／各年度		
3	事業名	認知症講演会		
	担当課	健康部保健予防課	区分	継続
	事業概要	区民を対象に、認知症に対する正しい理解、認知症予防、早期発見・早期対応の促進等についての講演会を実施します。		
	平成20年度事業見込等	3回		
	平成21～23年度事業目標	3回／各年度		
4	事業名	地域包括支援センターでの相談		
	担当課	福祉部高齢者サービス課	区分	継続
	事業概要	認知症高齢者の福祉サービスや在宅ケアに関する相談を、地域包括支援センターで行います。		
	平成20年度事業見込等	10センターで実施		
	平成21～23年度事業目標	10センターで実施／各年度		
5	事業名	介護予防普及啓発事業（再掲）		
	担当課	福祉部高齢者サービス課	区分	継続
	事業概要	区民及び関係者を対象に介護予防普及啓発用パンフレットの配布及び外部講師による講演会を開催します。また、要介護認定を受けていない高齢者を対象に、認知症予防・尿失禁予防教室等を開催します。		
	平成20年度事業見込等	認知症予防教室 6コース 90人		
	平成21～23年度事業目標	認知症予防教室 6コース 90人／各年度		
6	事業名	認知症・うつ予防相談（再掲）		
	担当課	健康部保健センター	区分	継続
	事業概要	認知症やうつの早期発見・早期対応のために、健康診査とあわせて行なう基本チェックリストを活用し、特定高齢者にはならない認知症・うつの不安がある人等を対象に、個別相談を実施します。		
	平成20年度事業見込等	4保健センターで各月1回 計48回		
	平成21～23年度事業目標	4保健センターで各月1回 計48回／各年度 未来所者フォローを実施することで来所率の拡大を図る。		

7	事業名	物忘れ相談		
	担当課	健康部保健予防課	区分	継続
	事業概要	物忘れを心配している区民を対象に、認知症になる前の段階から早期発見・早期対応に結びつけ、認知症を予防するため、専門医による個別相談を実施します。		
	平成20年度事業見込等	16回		
	平成21～23年度事業目標	16回／各年度		
8	事業名	認知症専門相談		
	担当課	健康部保健予防課	区分	継続
	事業概要	認知症の人やその家族等を対象に、本人の生活の質の向上を図るとともに家族等の介護の負担を軽減するために、認知症の症状への対応や診断・医療等について認知症の専門医による個別相談を実施します。		
	平成20年度事業見込等	所内相談 12回 訪問相談 3回		
	平成21～23年度事業目標	所内相談 12回／各年度 訪問相談 3回／各年度		
9	事業名	保健センターにおける精神保健相談		
	担当課	健康部保健センター	区分	継続
	事業概要	保健センターにおいて、認知症の人やそのご家族の相談に医師や保健師が応じるとともに、地域包括支援センター等と連携をとり保健師などによる訪問指導等を実施します。		
	平成20年度事業見込等	一般精神保健事業の中で認知症相談を実施 精神保健相談 所内相談78回 所外相談14回 必要に応じた保健師による訪問指導		
	平成21～23年度事業目標	一般精神保健事業の中で認知症相談及びうつ専門相談（新規事業）を実施 精神保健相談 所内相談78回 所外相談14回／各年度 必要に応じた保健師による訪問指導		
10	事業名	徘徊高齢者探索サービス		
	担当課	福祉部高齢者サービス課	区分	継続
	事業概要	身体的・精神的負担の軽減と安全を確保するため、徘徊高齢者の介護者に対し位置情報専用探索器の利用助成を行います。		
	平成20年度事業見込等	新規 20人 継続 35人		
	平成21～23年度事業目標	推進		

11	事業名	徘徊高齢者緊急一時保護事業		
	担当課	福祉部高齢者サービス課	区分	継続
	事業概要	緊急保護を要する徘徊高齢者等を、一時的に宿泊施設に入所させて保護します。		
	平成20年度事業見込等	受け入れ日数 120日		
	平成21～23年度事業目標	受け入れ日数 120日/各年度		
12	事業名	認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業		
	担当課	福祉部高齢者サービス課	区分	新規
	事業概要	認知症高齢者の介護者に対し、見守りや話し相手等の支援を行うホームヘルパーを派遣し、介護に伴う負担の軽減を図るとともに、リフレッシュする機会を提供します。		
	平成20年度事業見込等	—		
平成21～23年度事業目標	平成21年度 450人 平成22・23年度 600人/各年度			
13	事業名	成年後見制度の利用促進（再掲）		
	担当課	福祉部地域福祉課 新宿区社会福祉協議会*	区分	計画
	事業概要	成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人の権利を守る制度です。具体的には、成年後見人などがこうした人の意思を尊重し、その人らしい生活を守るため、法律面や生活面で支援するしくみです。高齢社会においては今後、その必要性が増していくものと考えられます。平成19年度に開設した「新宿成年後見センター*」を中心に、成年後見制度の普及啓発や、相談機能の強化等を行い、制度の利用促進を図っていきます。		
	平成20年度事業見込等	成年後見・権利擁護専門相談件数 150件 後見人養成講習修了者等の区登録者数 13名		
平成21～23年度事業目標	成年後見・権利擁護専門相談件数 平成21・22年度 160件 平成23年度 170件 後見人養成講習修了者等の区登録者数 平成21年度 15名 平成22年度 17名 平成23年度 20名			

14	事業名	地域福祉権利擁護事業*（再掲）		
	担当課	新宿区社会福祉協議会	区分	継続
	事業概要	認知症高齢者等、判断能力が不十分な人を対象に実施しています。福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や書類等の預かりなどにより、地域で安心してその人らしい生活を送ることができるよう支援します。		
	平成20年度事業見込等	利用者 20人		
	平成21～23年度事業目標	利用者 20人/各年度		
15	事業名	高齢者を支える総合的なネットワーク運営協議会の構築（再掲）		
	担当課	福祉部高齢者サービス課	区分	継続
	事業概要	高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会等、既存のネットワークを再編して、高齢者虐待防止、孤独死防止、認知症対策の推進等、高齢者及び高齢者を介護する家族を取り巻く課題を、総合的に検討するネットワーク運営協議会を構築します。		
	平成20年度事業見込等	既存ネットワークの再検討		
平成21～23年度事業目標	平成21年度～ 運営協議会設置、運営			
16	事業名	特別養護老人ホーム等の整備（再掲）		
	担当課	福祉部介護保険課	区分	計画
	事業概要	在宅生活が困難になった要介護高齢者の生活を支えるため、民間事業者が行う施設整備の経費の一部を補助することにより、区内における特別養護老人ホームの整備を推進します。		
	平成20年度事業見込等	平成20年度 工事 1ヶ所		
	平成21～23年度事業目標	平成22年度 1ヶ所整備（定員81人）		
17	事業名	地域密着型サービスの整備（再掲）		
	担当課	福祉部介護保険課	区分	計画
	事業概要	要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）などの整備を推進します。		
	平成20年度事業見込等	小規模多機能型居宅介護 工事 1ヶ所、公募 2ヶ所 認知症高齢者グループホーム 工事 2ヶ所 小規模特別養護老人ホーム 工事 1ヶ所		
	平成21～23年度事業目標	小規模多機能型居宅介護 8ヶ所整備（定員 200人） 認知症高齢者グループホーム 4ヶ所整備（定員 72人） 小規模特別養護老人ホーム 1ヶ所整備（定員 29人）		

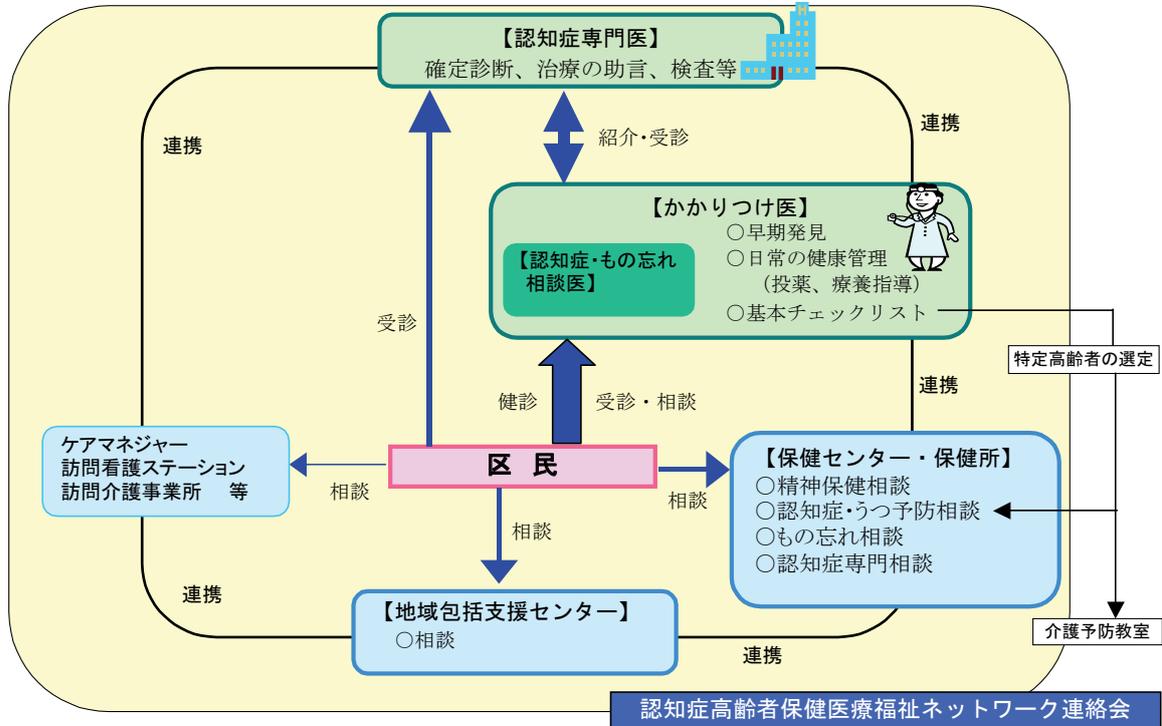
18	事業名	かかりつけ医機能推進事業（認知症医療ネットワークの推進）		
	担当課	健康部健康推進課	区分	継続
	事業概要	かかりつけ医機能推進事業の中で、かかりつけ医が認知症の早期発見・相談等に対応できるように研修を実施するとともに、研修を終了した「認知症・もの忘れ相談医」の名簿を作成し周知します。また、かかりつけ医と専門医の連携強化及び地域関係機関のネットワークを推進するための連絡会を開催し、地域で連携して早期発見・治療・相談等に対応できる体制を推進します。		
	平成20年度事業見込等	認知症高齢者保健医療福祉ネットワーク連絡会 2回		
	平成21～23年度事業目標	平成21年度 研修の開催 1回、フォローアップ研修の開催 1回 認知症・もの忘れ相談医名簿の作成、認知症連携パスの作成 認知症高齢者保健医療福祉ネットワーク連絡会 2回		

指 標

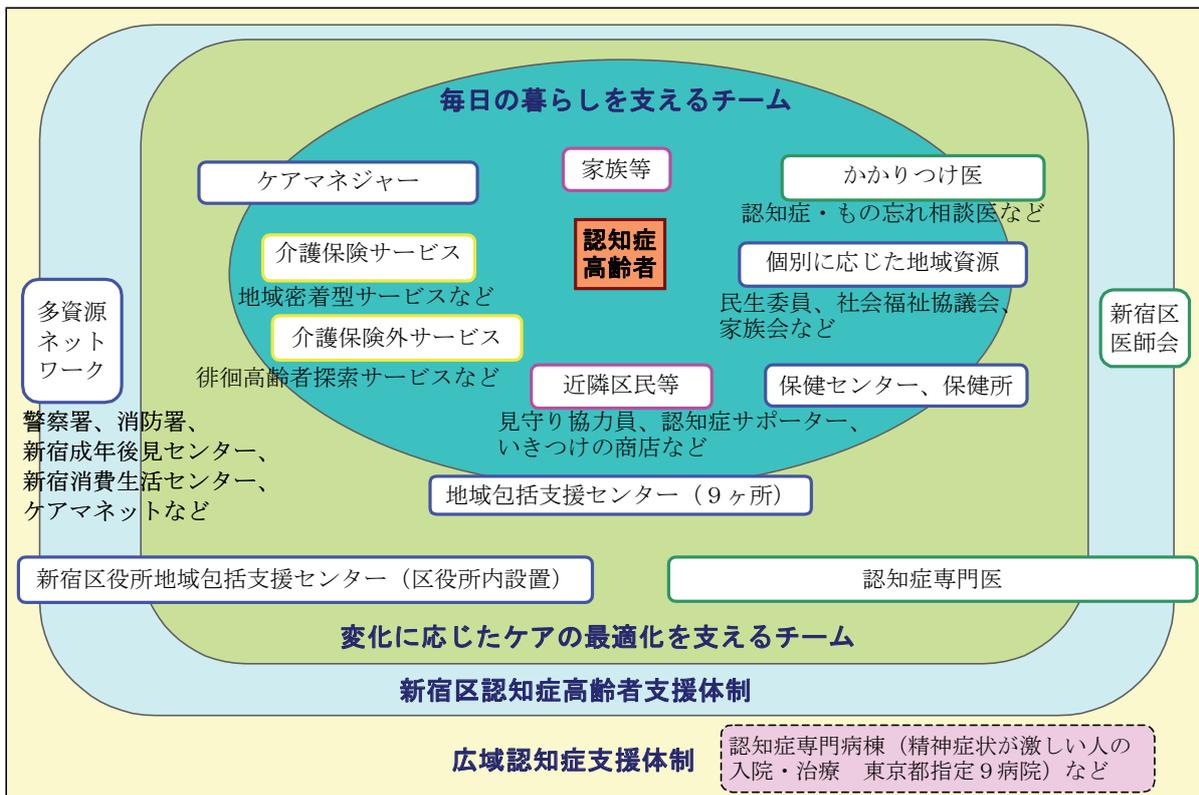
指 標 名	現 状（平成19年度）	目 標（平成23年度）
区民等の認知症サポーター養成数	—	地域の認知症サポーター 1,800名 職員の認知症サポーター 400名
認知症への理解度 （早期診断・早期治療により 進行を遅らせたり、生活上の 障害の改善が図れる場合がある ことへの理解）	62.8% （平成19年度区民意識調査）	70%以上
認知症への理解度 （対応や環境によって、認知 症の周辺症状が和らぐことへの 理解）	48.9% （平成19年度区民意識調査）	60%以上
認知症・もの忘れ相談医名簿に掲載されているかかりつけ医の人数	26名	50名

認知症高齢者ネットワーク図

認知症早期発見・早期対応ネットワークモデル図

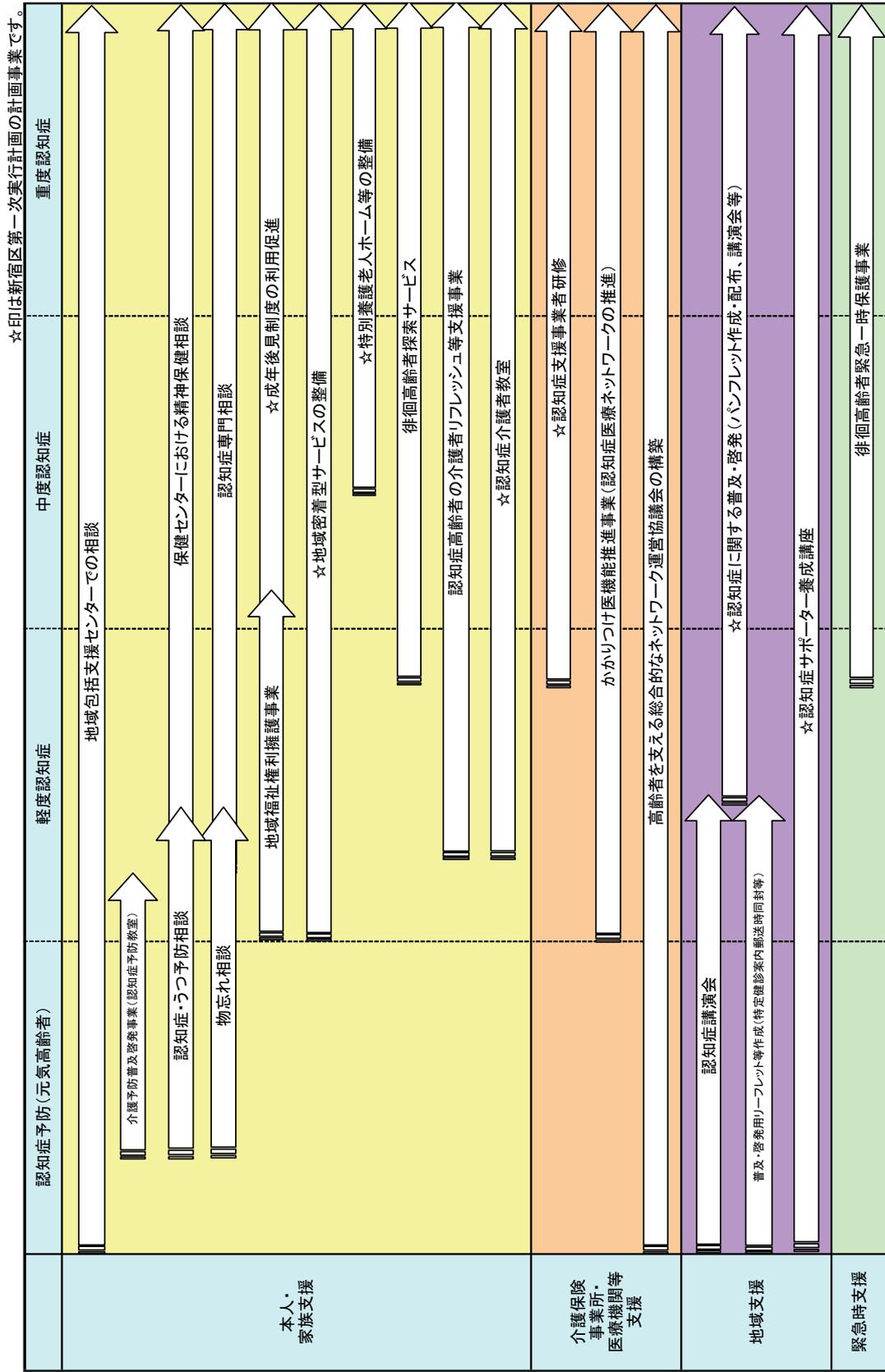


認知症高齢者支援ネットワークモデル図



※認知症専門医については用語集161ページを参照。

平成 21 年度～ 認知症高齢者支援施策（重点的取組み掲載事業）



■重点的取組み2

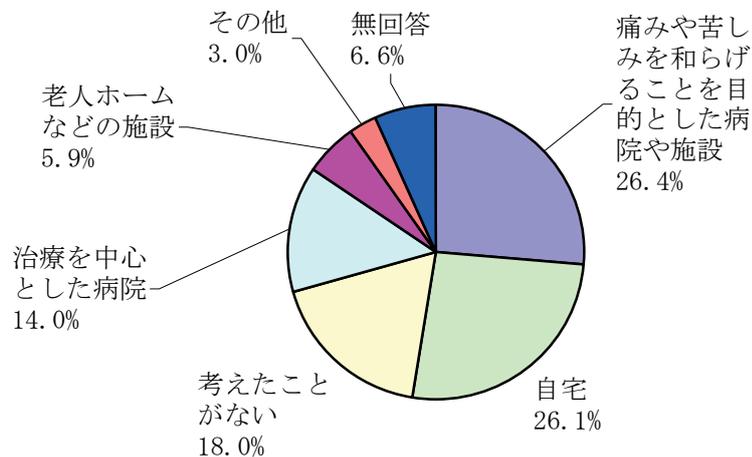
在宅療養体制の整備

現 状

- 医療制度改革による在院日数の短縮化、療養病床の再編、また高齢者人口の増加などにより、今後在宅（自宅のみならずグループホームなど多様なすまいの場）で療養する高齢者の増加が予測されます。
- 平成17年度の国勢調査によると、新宿区の75歳以上の高齢者のうち一人暮らしは33%であり、自宅で療養生活が続ける場合に、家族による介護を期待できない高齢者が多い状況にあります。
- 平成19年度の高齢者保健福祉施策調査において、一般高齢者に対して「治る見込みのない疾患にかかり日常生活が困難になった場合、療養生活の最期はどこで送りたいですか」と聞いたところ、26.1%が「自宅」と回答しています。

〔療養生活の最期を送りたい場所〕

一般高齢者調査（回答者数=1,106人）

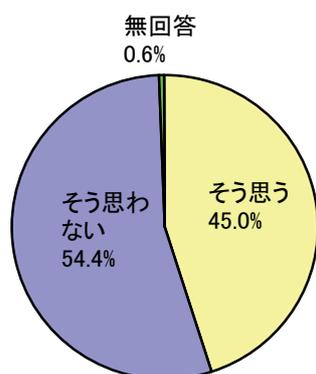


出典：新宿区高齢者保健福祉施策調査（平成20年3月）

○ また、東京都の「保健医療に関する世論調査*」（平成18年5月）によると、「脳卒中の後遺症や末期がんなどで長期の療養が必要になった場合、あなたは理想として自宅で療養を続けたいと思いますか」と聞いたところ、45.0%が「そう思う」と回答しています。しかし、実現性については、「難しいと思う」と回答した人は79.8%であり、その理由は第一位が「家族への負担」83.5%、以下「住環境が整っていないから」42.2%、「急に病状が変わったときの対応が不安だから」40.6%と続いており、在宅での療養生活を希望しているにもかかわらず、条件が整わないために実現は難しいと考えている高齢者が多いことがうかがえます。

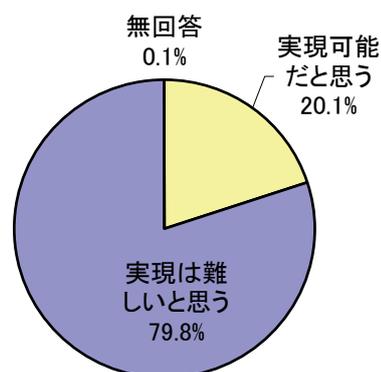
〔在宅療養の希望の有無〕

(回答者数=2,033人)

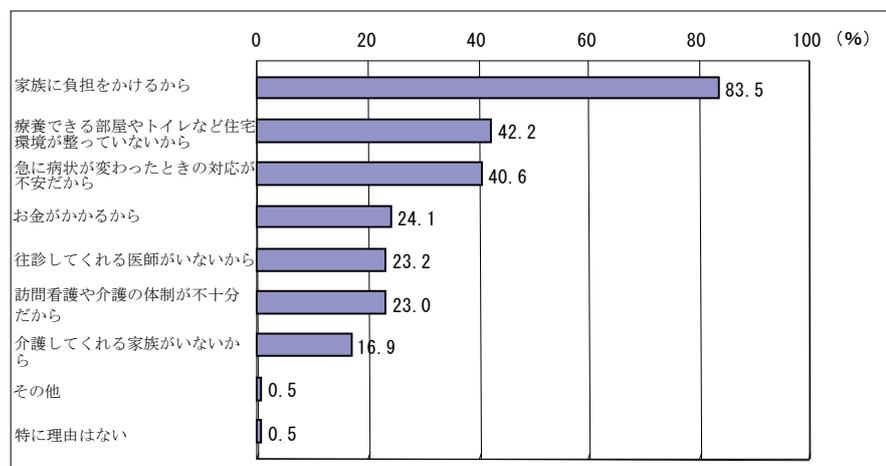


〔在宅療養の実現性〕

(回答者数=914人)



〔在宅療養の実現は難しいと思う理由〕



出典：東京都保健医療計画に関する世論調査（平成18年5月）

- 在宅で療養生活を安心して過ごすためには、「在宅療養支援診療所*」をはじめとするかかりつけ医と、訪問看護ステーションなどの在宅医療体制が整っていることが必要です。しかし、個々の診療所だけで24時間365日の診療体制をとることは難しい状況です。また、多くの訪問看護ステーションでは訪問看護師が不足しており、訪問看護の量的需要に十分こたえられていない状況や、夜間や休日の訪問看護体制を維持することが困難な状況にあります。
- より良い在宅療養のためには、かかりつけ医や訪問看護ステーションのみならず、病院やケアマネジャー、地域包括支援センターなど様々な機関やその従事専門職がそれぞれに機能を発揮し、相互に連携して在宅療養者やその家族を支援することが必要です。しかし、病院と地域の様々な機関との連携を強化する取組みや、在宅療養を支援する専門職のマネジメント機能を強化するための取組みは、これまで不十分でした。
- 区民だけでなく医療関係者も在宅療養の具体的なイメージを十分にもっていない状況にあります。
- 現在区民の在宅療養体制整備の一環として、区内3病院に緊急時の入院病床確保事業や、医師会へのかかりつけ医の研修等実施の委託、かかりつけ歯科医機能の推進などを行っています。保健センターでは、在宅療養者への保健師や理学療法士、栄養士、歯科衛生士による訪問指導を行っています。また、難病患者への医療機器貸与やホームヘルパーの派遣、講演会、療養相談、体操教室などを行っています。

課題

- 急性期病院*での集中的な治療を終えて在宅で療養を始める際や、療養中に病状悪化で入院を必要とする際などに、病院と地域の機関（診療所、訪問看護ステーション、ケアマネジャー、地域包括支援センター、介護保険サービス事業者など）が効果的に連携し、適切に在宅療養者やその家族を支援する体制が必要です。
- 医療の必要性が高い人を在宅で支援する専門職のスキルアップが必要です。
- 24時間365日の在宅医療を支えるために、かかりつけ医や訪問看護ステーション等の機能の促進や、緊急時に対応できる入院体制の充実が必要です。
- 区民の在宅療養を支える関係機関や病院が、区民とともに在宅療養について理解を深めることが必要です。
- 在宅療養者の日常生活を支えていく人やしくみ、施設の充実が課題です。

施策の方向

- 高齢者が安心して在宅療養生活を継続できるように、医療の体制整備と在宅療養について区民の理解を深める取組みを中心として施策を展開していきます。

区の実践

(1) 病院と地域の関係機関との連携強化

- 病院と地域の関係機関との連携を強化するために、連絡会の設置、連携窓口の明確化や、疾病別のネットワークモデルの構築など、連携を円滑にするための取組みを行います。
- 在宅療養生活について病院職員の理解を深めるための取組みを行います。

(2) 在宅療養に関わる専門職のスキルアップ

- 医療の必要性が高い区民が在宅療養する際に、適切な支援が出来るように、地域で在宅療養を支援するケアマネジャーなどの専門職のスキルアップをするための取組みを行います。
- 在宅療養や在宅での終末期のケア・緩和ケア*などについて、地域で在宅療養を支援する医師や看護師、薬剤師などの専門職の理解を深める取組みを行います。

(3) 在宅療養を支える医療・リハビリ体制の充実

- かかりつけ医や訪問看護ステーションの機能を充実していくための取組みを行います。
- 地域でのリハビリテーション機能強化のための取組みを行います。
- 在宅療養に関する区民の相談窓口を設置します。
- 引き続き難病患者の支援のための取組みを行います。
- 急変時に対応できる入院のしくみの強化を検討します。

(4) 在宅療養に対する理解の促進

- 在宅療養についての区民の理解を深めるための取組みを行います。

事業

1	事業名	退院調整モデル事業		
	担当課	健康部健康推進課	区分	新規
	事業概要	医療の必要性が高い人や継続的な在宅医療での支援が必要な人が退院する際に、在宅療養生活への移行が円滑にいくよう、モデル事業を実施し、退院調整にかかるしくみを構築します。		
	平成20年度事業見込等	—		
	平成21～23年度事業目標	平成21年度 1病院 平成22・23年度 区内他の病院への普及		

2	事業名	リハビリテーション・連携パスモデル事業		
	担当課	健康部健康推進課	区分	新規
	事業概要	リハビリテーションが必要な人が退院する際に、リハビリ計画作成等を指定病院に委託し、在宅療養生活への移行が円滑にいくようなしくみづくりをします。また、あわせて連携モデル（連携パス*）の検討を行います。		
	平成20年度事業見込等	—		
平成21～23年度事業目標	平成21年度 リハビリ計画の作成、連携パス検討会の開催 平成22年度 連携パスの作成			
3	事業名	病院職員の訪問看護ステーションでの実習研修		
	担当課	健康部健康推進課	区分	新規
	事業概要	区内の病院で働く職員の在宅療養に対する理解を深め、病院と地域の関係機関との連携を強化するために、区内訪問看護ステーションでの実習を実施します。		
	平成20年度事業見込等	—		
平成21～23年度事業目標	平成21年度 30人 平成22年度 50人			
4	事業名	介護従事者等在宅療養研修		
	担当課	健康部健康推進課	区分	新規
	事業概要	ケアマネジャーや地域包括支援センター職員等地域で働く専門職等に、在宅療養の理解を深めるための研修を実施します。		
	平成20年度事業見込等	—		
平成21～23年度事業目標	5日間／各年度			
5	事業名	訪問看護ステーション人材確保		
	担当課	健康部健康推進課	区分	新規
	事業概要	訪問看護ステーションの人材を確保するため、訪問看護ステーション就職希望者の区内訪問看護ステーションでの体験実習を実施します。		
	平成20年度事業見込等	—		
平成21～23年度事業目標	体験実習3日間 10名／各年度			

6	事業名	在宅療養に対する理解促進		
	担当課	健康部健康推進課	区分	新規
	事業概要	区民が在宅療養の現状を知り、在宅療養について考え、理解を深めるためのシンポジウム等を開催します。		
	平成20年度事業見込等	—		
	平成21～23年度事業目標	平成21年度 シンポジウムの開催 2回 平成22年度 シンポジウムの開催、パンフレットの作成		
7	事業名	在宅療養相談窓口の設置		
	担当課	健康部健康推進課	区分	新規
	事業概要	区民健康センターにおいて、区民からの在宅療養に関する相談を受けます。また、ケアマネジャーや地域包括支援センターなどの地域関係機関及び医療機関からの相談、調整などを行います。		
	平成20年度事業見込等	—		
平成21～23年度事業目標	平成21年度 窓口の設置、相談実施 平成22・23年度 相談実施			
8	事業名	在宅復帰リハビリテーション連携事業（再掲）		
	担当課	福祉部介護保険課	区分	新規
	事業概要	在宅への復帰が円滑に図られるように、病院でのリハビリテーション終了後に老人保健施設での集中的なリハビリテーションを実施するとともに、医療等との連携を強化します。		
	平成20年度事業見込等	—		
平成21～23年度事業目標	平成21年度 1ヶ所			
9	事業名	かかりつけ医機能の推進		
	担当課	健康部健康推進課	区分	継続
	事業概要	身近な地域で適切な医療が受けられるように、かかりつけ医や専門診療科医の名簿作成等とともに、医療機関との連携のもとにかかりつけ医の機能強化をすすめていきます。		
	平成20年度事業見込等	かかりつけ医名簿の作成、かかりつけ医の研修の開催 介護保険・在宅ケア委員会の設置 認知症高齢者保健医療福祉ネットワーク連絡会の開催 2回		
平成21～23年度事業目標	平成21年度 かかりつけ医名簿の作成、かかりつけ医の研修の開催 介護保険・在宅ケア委員会の設置 認知症高齢者保健医療福祉ネットワーク連絡会の開催 2回			

10	事業名	かかりつけ歯科医機能の推進		
	担当課	健康部健康推進課	区分	継続
	事業概要	心身障害者及び寝たきりの高齢者等に対し、身近で適切な歯科医療を受けられるよう、かかりつけ歯科医の紹介を行います。また、歯科診療所と専門医療機関との連携を強化するとともに、区民にかかりつけ歯科医の機能を普及啓発し、安心して安全な歯科医療を提供できる体制づくりをすすめていきます。		
	平成20年度事業見込等	かかりつけ歯科医名簿の作成、かかりつけ歯科医の研修 かかりつけ歯科医の紹介 歯科医療ネットワーク連絡会の開催 2回		
	平成21～23年度事業目標	かかりつけ歯科医名簿の作成、かかりつけ歯科医の研修 かかりつけ歯科医の紹介 歯科医療ネットワーク連絡会の開催 2回/各年度		
11	事業名	緊急一時入院病床の確保		
	担当課	健康部健康推進課	区分	継続
	事業概要	在宅療養している区民等の病状が急変し、かかりつけ医が入院を必要と診断した場合に、緊急に入院できるように区内の病院に緊急一時入院用のベッドを確保します。		
	平成20年度事業見込等	3病院各1床 365日		
平成21～23年度事業目標	3病院各1床 365日/各年度			
12	事業名	夜間往診事業助成		
	担当課	健康部健康推進課	区分	継続
	事業概要	区民が安心して療養できる環境を確保するために、新宿区医師会が行う夜間往診事業の運営費の一部を助成します。		
	平成20年度事業見込等	事業開始の初期経費・運営費の補助		
平成21～23年度事業目標	平成21・22年度 運営費の補助			
13	事業名	難病講演会・講座		
	担当課	健康部保健センター	区分	継続
	事業概要	難病患者の生活の質の向上や家族等の介護負担の軽減を図るため、神経難病・膠原病系難病等の専門医による講演会等を実施します。		
	平成20年度事業見込等	神経系2回、膠原病系1回、消化器系1回、その他1回		
平成21～23年度事業目標	神経系、膠原病系、消化器系その他各1回 計4回/各年度			

14	事業名	難病療養相談		
	担当課	健康部保健センター	区分	継続
	事業概要	難病患者の生活の質の向上や家族等の介護負担の軽減を図り療養生活が安定するように、神経難病・膠原病系難病等の専門医による療養相談を実施します。		
	平成20年度事業見込等	神経系2回、膠原病系1回、消化器系1回		
	平成21～23年度事業目標	神経系、膠原病系、消化器系その他各1回 計4回/各年度		
15	事業名	難病体操教室		
	担当課	健康部保健センター	区分	継続
	事業概要	パーキンソン病や関節リウマチの人・その家族を対象に、療養生活の安定と介護予防を図るために、運動等の指導と患者や家族間の交流を行なう教室を開催します。		
	平成20年度事業見込等	パーキンソン病体操教室 2保健センター各月1回 計22回 リウマチ教室 6回		
	平成21～23年度事業目標	パーキンソン病体操教室 2保健センター各月1回 計22回 リウマチ教室 6回/各年度		
16	事業名	難病患者等日常生活支援事業		
	担当課	健康部保健予防課	区分	継続
	事業概要	難病患者等が居宅において日常生活を営むことができるよう、入浴などの介護や掃除などの家事サービスを行うホームヘルパーの派遣と、日常生活用具の給付を行います。		
	平成20年度事業見込等	対象者 4名		
	平成21～23年度事業目標	対象者 6名/各年度		
17	事業名	在宅難病患者医療機器貸与者訪問看護事業		
	担当課	健康部保健予防課	区分	継続
	事業概要	東京都から医療機器の貸与を受けている難病患者のうち申請があった人に、療養環境の向上を図るため、原則週一回訪問看護師を派遣します。		
	平成20年度事業見込等	対象者 6名		
	平成21～23年度事業目標	対象者 5名/各年度		

18	事業名	訪問指導		
	担当課	健康部保健センター	区分	継続
	事業概要	心身機能の低下防止・健康保持・生活の質の向上を図るため、保健師・理学療法士・作業療法士・栄養士・歯科衛生士が家庭を必要に応じて随時訪問し、指導・助言を行います。また、高齢者の介護等に携わるケアマネジャー等のリハビリに対する知識向上のための研修を行います。		
	平成20年度事業見込等	理学療法士、作業療法士 保健センター各月2回 計48回 保健師・栄養士・歯科衛生士 必要に応じて実施 研修 4 保健センター各1回 計4回		
	平成21～23年度事業目標	理学療法士、作業療法士 保健センター各月2回 計48回/各年度 保健師・栄養士・歯科衛生士 必要に応じて実施 研修 4 保健センター各1回 計4回/各年度		

指 標

指 標 名	現 状 (平成19年度)	目 標 (平成23年度)
在宅療養支援診療所の数	33 所	50 所
かかりつけ医をもつ 65～69 歳の人の割合	65.3% (平成19年度高齢者保健福祉施策調査)	75%

■重点的取組み3

ケアマネジメント機能の強化

現 状

(1) 地域包括支援センター

- 平成18年4月の介護保険制度改正に伴い、新たな地域の相談機関として地域包括支援センターが創設されました。これに伴い、それまで設置していた区の基幹型在宅介護支援センターを地域にある地域包括支援センターを統括・支援するものとし、10ヶ所の地域型在宅介護支援センターを9ヶ所の地域包括支援センターへと再編成しました。
- 地域に設置された地域包括支援センターは、担当する地域の高齢者人口等に応じて4~5人の専門職種を配置しています。しかし、業務量が増大する中で、地域包括支援センターに求められる包括的・継続的な支援やネットワークの構築、社会資源の情報収集・把握などの広範な業務に、充分に取り組むことが難しくなっています。
- 医療との連携や認知症高齢者の相談に関しては、地域包括支援センターの役割や手順、連携の方法などが明確化されていないため、地域包括支援センター職員の個人の資質や判断による対応など、統一的な対応となっていないことも一部見受けられます。
- 地域包括支援センターが行うケアマネジャーへの支援は、アセスメントからケアプラン作成、サービス担当者会議、モニタリングなど、一連のケアマネジメントプロセスへの支援となっていない場合があります。

(2) ケアマネジャー

- 平成19年度の高齢者保健福祉施策調査では、アセスメントの実施状況について聞いたところ、「十分にアセスメントができていない」と回答したケアマネジャーが3割を超えます。また、医療との連携も「うまく連携がとれない」「どちらともいえない」をあわせると6割になります。
- ケアマネジャーが新宿区に望むことは「介護保険に関する情報提供」が6割を超え、「質の向上のための研修」も4割以上となっています。

- また、半数以上のケアマネジャーが「今後、仕事を継続しない」または、「続けるかどうか迷っている」と回答しています。

〔ケアマネジャー継続意向〕

ケアマネジャー調査（回答者数=131人）



出典：高齢者保健福祉施策調査報告書（平成20年3月）

- 区が実施した居宅介護支援事業所への実地指導においては、アセスメントが不十分であったり、居宅サービス計画に適切な保健医療サービスや福祉サービス、地域住民の自発的なサービスなどを位置づけていなかったりするなど、ケアマネジメントが十分に実施できていない事例も散見されます。
- ケアマネジャーが実際に行う業務の範囲（利用者の生活全般への関わりなど）は広範囲にわたるため、介護報酬に見合わないという意見もあります。

課 題

- 地域には、一人暮らし高齢者の増加、医療の必要性の高い人への支援、在宅で生活する認知症高齢者の増加、孤独死・虐待・消費者被害・災害時の対応など、解決しなければならない様々な課題があります。
- 今後も、高齢化が進展する中で、地域包括支援センターは地域で起きる様々な課題に対応する中心的な相談機関としての機能や人員体制の強化が必要です。
- 医療の必要性の高い人や認知症高齢者への支援など多様なニーズに対応する中心的な相談機関として、地域包括支援センターを明確に位置づけ、包括的かつ継続的な地域包括ケアへの対応を図る必要があります。

- ケアマネジャーへの効果的な支援を行うためには、地域包括支援センター職員がケアマネジメント技術を習熟する必要があります。
- ケアマネジャーの役割・機能が十分に発揮できるように、地域包括支援センターが中心となってケアマネジャーを継続的に支援する必要があります。
- ケアマネジャーが、今後も意欲を持って仕事を続けられるようにするための支援策を検討する必要があります。

施策の方向

- 地域包括支援センターは、多職種・多機関とのネットワークの構築など、地域包括ケア体制の整備・強化を担えるように地域の中心的な相談機関としての機能と人員体制の強化を図ります。
- ケアマネジャーのスキルアップを図り、意欲を持って継続的に仕事ができるような支援を行います。

区の実践

(1) 地域包括支援センターの機能強化

- 平成 21 年度を準備期間として、平成 22 年度からは各地域包括支援センターの担当する地域の高齢者人口等に応じて人員の増を行い、地域の中心的な相談機関として機能強化を図ります。
- 地域に発生する様々な課題を解決するために、地域での各種のサービスや住民活動など様々な社会資源を結び、地域のネットワークの構築あるいは再生を図ります。
- 認知症高齢者や医療の必要性の高い人の介護などに関する中心的な相談機関としての役割を明確に位置づけ、関係機関と連携して具体的な支援を行います。
- ケアマネジャーを下支えするために、アセスメントから始まるケアマネジメント過程への継続的な支援や要介護者のケアプラン作成を担うなど、ケアマネジャーへの効果的な支援を行います。

- 地域包括支援センター職員のスキルアップを図るため、専門職種別の業務・事例検討会、業務の標準化などの支援を行います。
- 区は責任主体として、地域包括支援センターの体制整備、運営への適切な関与を行い、機能強化に向け支援していきます。
- 区直営地域包括支援センターは、様々な関係機関との連携強化、虐待を受けた高齢者の迅速な保護、各地域包括支援センター間の連携、困難ケースへの支援など、地域に設置されている地域包括支援センターの機能強化に向けて、バックアップ体制を整備します。

(2) ケアマネジャーへの支援

- 介護保険制度などケアマネジャーにとって必要不可欠な情報を、迅速かつ効果的に提供していきます。
- ケアマネジメント業務の効率化や負担軽減を図るための、関係機関との連携の手法や業務手順の標準的なモデルなどを検討していきます。
- ケアマネジメント業務を適切に行うことができるように、スキルアップのための研修などを行います。
- ケアマネジャーが困難と感じる事例に対して、地域包括支援センターを通じて、ケアマネジメント業務への技術的な支援などを行います。

事業

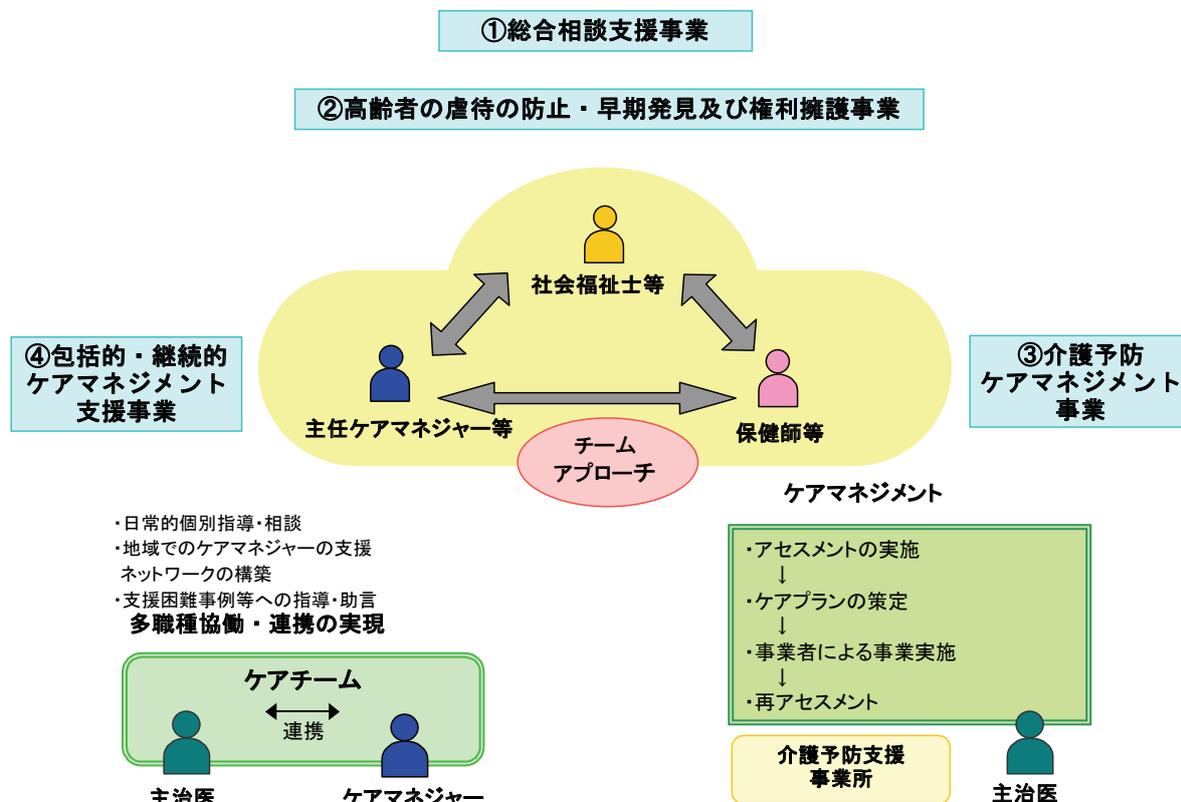
1	事業名	地域包括支援センターの機能強化		
	担当課	福祉部高齢者サービス課 福祉部介護保険課	区分	計画
	事業概要	<p>地域における中心的な相談機関として地域包括支援センターの人員体制を強化し、機能の充実を図ります。</p> <p>地域にある様々な課題への対応強化を図るために、医療の必要性の高い人への支援や認知症高齢者への対応を行う中心機関として地域包括支援センターを明確に位置づけ、他機関との連携や具体的な支援が実現するしくみを構築します。また、ケアマネジャー支援を効果的に行うしくみを構築します。</p>		
	平成20年度事業見込等	検討		
平成21～23年度事業目標	平成21年度 機能強化準備 平成22年度 機能強化 平成23年度 推進			
2	事業名	ケアプラン評価会の開催		
	担当課	福祉部高齢者サービス課	区分	継続
	事業概要	<p>ケアマネジャーのケアプラン作成技術向上を図るため、医師・学識経験者・主任ケアマネジャーによるケアプラン評価チームを運営し、ケアプラン評価等を行います。また、プラン作成の参考となるように、評価会の内容を区内で活動する他のケアマネジャーにも広く周知します。</p>		
	平成20年度事業見込等	評価会 12回		
平成21～23年度事業目標	平成21年度 評価会12回、報告書の作成 平成22・23年度 評価会12回/各年度			
3	事業名	ケアマネジャーネットワークへの支援		
	担当課	福祉部高齢者サービス課	区分	継続
	事業概要	<p>区民に対して居宅介護サービスを提供している事業所で構成されている、ケアマネジャーネットワーク新宿連絡会（ケアマネット新宿）の運営補助及び会員を対象とした研修会・学習を協働で行います。</p>		
	平成20年度事業見込等	学習会・研修会 9回		
平成21～23年度事業目標	学習会・研修会 9回/各年度			

4	事業名	ケアマネジャーホットラインの実施		
	担当課	福祉部高齢者サービス課	区分	継続
	事業概要	ケアマネジャーの活動を支援するため、高齢者サービス課に専用の電話を設置し、専門の相談員が、ケアマネジャー業務に関する相談に応じ、相談内容を具体的に検討して、必要な指導助言、または介護保険課等の関係機関への取次ぎ等を行います。		
	平成20年度 事業見込等	相談員1名配置 週4日		
	平成21～23年度 事業目標	相談員1名配置 週4日/各年度		
5	事業名	介護支援専門員新任研修の実施		
	担当課	福祉部介護保険課	区分	継続
	事業概要	区内の居宅介護支援事業所で業務を行うケアマネジャー1年未満の人を対象に、ケアマネジメントの基礎的な知識、ケアプラン作成等の習得を目的とした研修を実施します。		
	平成20年度 事業見込等	1回（延べ5日間）		
	平成21～23年度 事業目標	1回（延べ5日間）/各年度		
6	事業名	居宅介護支援業務検討会の実施		
	担当課	福祉部介護保険課	区分	継続
	事業概要	居宅介護支援業務が公正中立かつ適正に実行されるように、業務内容及び手順等について、様々な観点から検討し、新宿区版のアセスメントシートの作成などを行います。		
	平成20年度 事業見込等	アセスメントシートの作成		
	平成21～23年度 事業目標	平成21年度 業務手順マニュアルの作成		

指 標

指 標 名	現 状（平成19年度）	目 標（平成23年度）
機能強化された地域包括支援センターの数	—	10ヶ所
ケアマネジャーを続けたい人の割合	43.5% (平成19年度高齢者保健福祉施策調査)	50%

〔地域包括支援センターの事業〕



①総合相談支援事業

・個々の高齢者がどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげる等の支援を行います。

②高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業

・高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業や成年後見制度など、権利擁護を目的とするサービスや制度を活用しながら、高齢者のニーズに即したサービスや機関につなぎ、高齢者の虐待の防止や権利擁護を図ります。

③介護予防ケアマネジメント事業

・要支援者（予防給付）・特定高齢者（介護予防事業）の双方を対象に、ケアプランの作成・サービス利用の評価等を行います。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

・ケアマネジャー、主治医をはじめ地域のさまざまな関係者が連携・協働することで、保健・医療・福祉、その他の生活支援サービスなどを含め、地域におけるさまざまな資源を活用し（「包括的」）、途切れることなく（「継続的」）、施設・在宅を通じた地域における生活を支援します。

ケアマネジメント機能の強化

地域包括支援センターの 機能強化

相談機能

高齢者の地域における中心的な

ネットワーク化

地域にある多様な社会資源を

適切な人員を配置

ケアマネジャーへの 支援

技術的な支援

地域包括支援センターを通じた

業務手順の標準モデルの検討

スキルアップのための研修の実施・

迅速かつ効果的な情報提供



地域にある様々な問題の解決を図ります

第3節 施策の展開

基本目標 1 社会参加といきがづくりを支援します

- 施策1 いきがづくりの支援
- 施策2 多様な地域活動への参加支援
- 施策3 就業等の支援

現 状

○区のこれまでの取組み

区では、シニア世代のいきがづくり支援として、高齢者福祉大会、いきいきハイキング等のシニア世代が参加する各種のレクリエーション事業や、メイクアップ教室、ふれあい・いきいきサロン、中高年ライフアップ講座等のいきがづくり事業に取り組んでいます。また、高齢者向け施設として運営していることぶき館は、いきが活動・交流の拠点としての役割を果たしています。

また、地域活動への参加や活動への支援として、高齢者クラブ*への支援・助成、社会福祉協議会の協力会員活動への支援、シニア世代の地域活動への参加を支援する生涯現役塾等の事業を行っています。

さらに、高齢者の就業等の支援として、シルバー人材センター*による会員増加の取組み、就業先の確保を図るとともに、社会福祉協議会による高齢者の就業についての幅広い情報の収集と新しい就業先の確保に取り組んでいます。

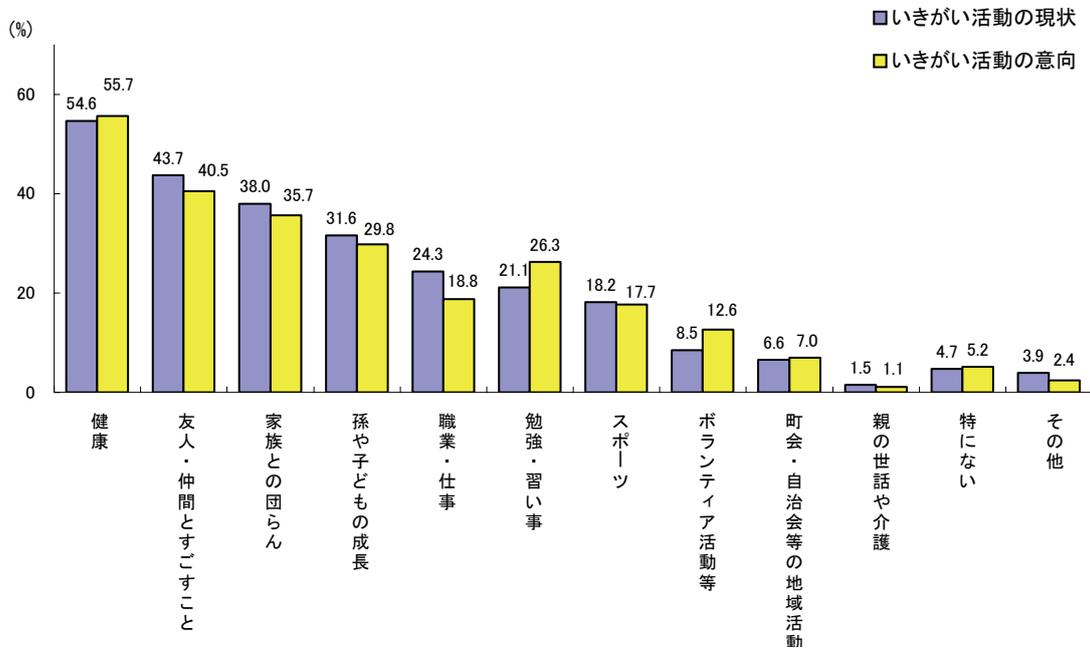
○高齢者の実態

平成19年度の高齢者保健福祉施策調査では、一般高齢者がいきがを感じることは「趣味」が54.6%であり、「友人・仲間とすごすこと」が43.7%と高くなっています。ボランティア活動等を今後いきがいたい人は12.6%であり、7.0%が町会・自治会などの地域活動をいきがいにしていきたいとの意向が示されています。

高齢者の3人に1人が就労しており、4人に1人が職業や仕事に対していきがを感じています。また、「仕事をしたいが、仕事がないので働いていない人」が10.2%、「仕事をしたいが体の具合が悪いので働いていない人」が9.0%となっています。

〔いきがい活動の現状・意向〕（複数回答）

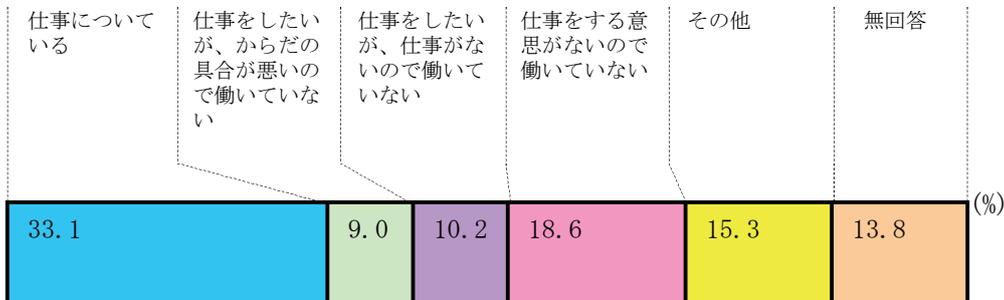
一般高齢者調査（回答者数=1,106人）



※選択肢の一部について掲載を省略している

〔就労状況〕

一般高齢者調査（回答者数=1,106人）



出典：高齢者保健福祉施策調査報告書（平成20年3月）

施策1 いきがいづくりの支援

課題

新たに地域でのいきがい活動を望んでいるシニア世代も参加したくなる魅力のある取組みが必要です。そのためには、区主体の取組みも必要ですが、高齢者自身や地域で活動する団体が主体となり地域の実情にあった取組みを企画運営し、実施できるしくみの構築も必要です。あわせて、新たないきがい活動にも対応できるよう、ことぶき館等の高齢者向け施設の機能転換が必要です。

施策の方向

シニア世代が、自らの力を活かし文化・スポーツ活動、いきがいづくり活動を行うことができるよう、高齢者、地域住民、NPO*等の地域活動団体と連携したしくみづくりをすすめるとともに、その支援を行っていきます。

「ことぶき館」等の高齢者向け施設については、現在の機能を維持しつつ、これから新たに地域社会に参加する人たちが、いきがいづくり、健康づくり、社会参加活動等、多様な活動に利用できるように機能転換をすすめます。

事業

	事業名（担当課）	事業概要
1	いきいき活動事業 （福祉部高齢者サービス課）	高齢者がサービスの担い手として積極的に活動するための高齢者マイスター制度や、いきいき回覧板の発行を行います。また、地域福祉活動を行う様々な団体の協力により、らくらく携帯電話教室や、いきいきメイクアップ教室等を行います。
2	敬老会 （福祉部高齢者サービス課）	77歳以上の高齢者を演芸等の催しに招待し、長寿を祝います。
3	高齢者福祉大会 （福祉部高齢者サービス課）	高齢者クラブ会員及びことぶき館等の利用者が、日頃研さんした唄や踊りを発表するため、年1回、秋季に開催します。
4	いきいきハイキング （福祉部高齢者サービス課）	区内在住の歩行等健康に自信のある60歳以上の高齢者を東京近郊の秋の野山に誘い、ハイキング等を行うことで、高齢者交流の場を提供し、あわせて健康保持に役立てます。

	事業名（担当課）	事業概要
5	ふれあい入浴 （福祉部高齢者サービス課）	広々とした公衆浴場での入浴機会を提供することにより、健康増進と交流・ふれあいを図ることを目的に、「新宿区ふれあい入浴証」を交付します。
6	【計画事業】 高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備 （福祉部高齢者サービス課）	元気な高齢者や団塊の世代の経験や能力を活用し、身近な地域での人のつながりや地域交流の活性化を図っていくことが求められています。高齢者やシニア世代にも幅広く利用される施設が必要とされるため、一部のことぶき館を、従来のことぶき館機能にボランティアなど社会貢献活動の拠点とする新たな機能を加えた、シニア活動館として整備運営していきます。
7	【計画事業】 ことぶき館等の機能転換 （福祉部高齢者サービス課）	ことぶき館の利用者を拡大するとともに、幅広い活動が展開できるようにするため、従来の機能に、ボランティアなど社会貢献活動の拠点として新たな機能を加えたシニア活動館と、多世代交流や介護予防などに地域ぐるみで取り組む場である地域交流館に区分して、機能転換します。
8	ふれあい・いきいきサロン （福祉部地域福祉課） （新宿区社会福祉協議会）	地域住民の誰もが気軽に参加でき、高齢者の閉じこもり・引きこもりの予防や地域交流・異世代交流などにもつながるサロンの普及と参加を促します。
9	中高年ライフアップ講座 （新宿区生涯学習財団）	中高年の人々が趣味やいきがいをもち、心身ともに楽しく過ごすためのきっかけを提供し、地域活動に向けた新たな仲間づくりの場とします。

指 標

指 標 名	現 状（平成19年度）	目 標（平成23年度）
ふれあい・いきいきサロンの数	43 サロン	60 サロン
シニア活動館整備数（累計）	—	2 館
地域交流館整備数（累計）	—	7 館

施策2 多様な地域活動への参加支援

課 題

シニア世代を含む高齢者の中には、ボランティア活動や社会貢献活動等を今後のいきがいとしたいと考えている人が一定数います。この希望を実際の地域活動に結びつけていくことが、いきがいづくりにも、地域活動への充実にも必要です。このため地域人材塾や生涯現役塾等の人材育成講座を実施するとともに、修了生等を含め地域で活動したい人を対象に、一人ひとりの自己実現の意向に沿った形で地域活動へ参加できるよう情報提供等のしくみづくりや、交流できる場の整備が必要です。

施策の方向

高齢者が自らの希望に沿った地域活動に参加することでいきがいのある豊かな生活が送れるよう、それぞれの住まいの身近で、多様な地域活動へ継続して参加できる環境を整備していきます。

事 業

	事業名（担当課）	事業概要
1	高齢者クラブへの支援・助成 （福祉部高齢者サービス課）	地域の高齢者が老後の生活を健全で明るいものにするため、自主的に組織して運営する高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会の事業費の一部を助成します。
2	高齢者福祉活動基金利子の運用 （福祉部高齢者サービス課）	高齢者の日常生活支援、介護予防やいきがいと健康づくりに関する活動を行う人及び団体に対し、基金利子による助成を行います。
3	ボランティア・市民活動センターの地域活動支援事業 （新宿区社会福祉協議会）	ボランティア・市民活動参加の裾野を広げ、多様な世代・活動者への持続的な活動支援を行うため、総合相談、情報提供・紹介、ボランティア・市民活動状況の調査・情報収集、普及啓発事業や、講座・連絡会・交流会などの開催、各種団体との連絡調整を行います。 ボランティア・市民活動に主体的中心的に関わる人材を育成し、多くの区民の参加と協働を促す仕掛けづくりをすすめていきます。 また、身近な総合相談窓口・拠点として、各地区ボランティア・地域活動サポートコーナーにコーディネーターを配置し、地域に根ざした活動の基盤整備を図ります。

	事業名（担当課）	事業概要
4	【計画事業】 生涯現役塾 （福祉部高齢者サービス課）	シニア世代等を含む高齢者が持つ知識等を地域活動に活かしてもらうためのきっかけづくりをします。ワークショップ形式による講演や、実際にNPO法人等の協力を得て地域活動に参加し、体験することによって活動の促進を行います。
5	【計画事業】 高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備（再掲） （福祉部高齢者サービス課）	元気な高齢者や団塊の世代の経験や能力を活用し、身近な地域での人のつながりや地域交流の活性化を図っていくことが求められています。高齢者やシニア世代にも幅広く利用される施設が必要とされるため、一部のことぶき館を、従来のことぶき館機能にボランティアなど社会貢献活動の拠点とする新たな機能を加えた、シニア活動館として整備運営していきます。

指 標

指 標 名	現 状（平成19年度）	目 標（平成23年度）
地域活動参加者の割合	15.1% （平成19年度高齢者保健福祉施策調査）	18%
シニア活動館整備数（累計） （再掲）	—	2館

施策3 就業等の支援

課題

知識や経験が豊富で、就業意欲の高い高齢者が数多くいます。このような人が働きつづけられるように、ハローワーク等との連携による求人開拓や情報提供に努める必要があります。

施策の方向

新宿区シルバー人材センター及び新宿区社会福祉協議会の就業等の事業に対して助成を行います。

高齢者の就業等については、今後、新宿区勤労者・仕事支援センターを設立し、ハローワーク等とも連携を図りながら多様な就業機会の創出や支援に努めます。高齢者がこれまで培ってきた知識等を活かせる就業の場の確保や相談の実施など、就業環境の充実に努めていきます。

事業

	事業名（担当課）	事業概要
1	シルバー人材センターへの支援 （福祉部地域福祉課）	新宿区シルバー人材センターは、登録会員に対し、高齢者の経験や技能に応じた仕事の紹介や支援をします。また、区は就業機会の開拓・拡充に努める新宿区シルバー人材センター事務局の運営を助成します。
2	高齢者就業支援事業（新宿わく☆ワーク）の実施・運営助成 （新宿区社会福祉協議会） （地域文化部仕事センター担当）	新宿区社会福祉協議会では無料の職業紹介所を開設し、概ね55歳以上の区民等を対象に就業相談、職業紹介等を行うとともに、地域における多様な就業、就労等の情報を収集・提供します。また、区は事業実施している新宿区社会福祉協議会に対して運営助成します。

	事業名（担当課）	事業概要
3	<p>【計画事業】</p> <p>新宿区勤労者・仕事支援センターによる就労支援 （地域文化部仕事センター担当）</p>	<p>新たに新宿区勤労者・仕事支援センターを平成21年度に設立し、就労意欲はあっても現実的に就労に結びついていない障害者、高齢者、若年非就業者に対して、多様な就労機会の提供やコーディネートを行うなどの就労支援を行っていきます。また、現在新宿区社会福祉協議会で行っている高年齢者就業支援事業（新宿わく☆ワーク）については、新宿区勤労者・仕事支援センターの事務所等を平成23年度に旧東戸山中学校に移転整備する段階で、新宿区勤労者・仕事支援センターの事業に統合します。</p>

指 標

指 標 名	現 状（平成19年度）	目 標（平成23年度）
シルバー人材センターの求職者数	11,393件	13,850件
無料職業紹介所（新宿わく☆ワーク）に登録した求職者の採用決定の割合	58.2%	60%以上
新宿区勤労者・仕事支援センターの設立	法人設立準備	拠点施設建設・移転

基本目標 2 健康づくり・介護予防をすすめます

施策 4 健康づくりの促進

施策 5 介護予防の推進

現 状

〇区のこれまでの取組み

区では、生活習慣病対策として、メタボリックシンドローム*の予防を目的とした特定健康診査及び特定保健指導を実施しています。この取組みを効率的・効果的に実施するために、特定健康診査等実施計画を策定しました。

また、介護予防活動として、介護予防ケアマネジメント*、介護予防教室、若返り講座、地域活動組織への説明会等を実施しています。

〇高齢者の実態

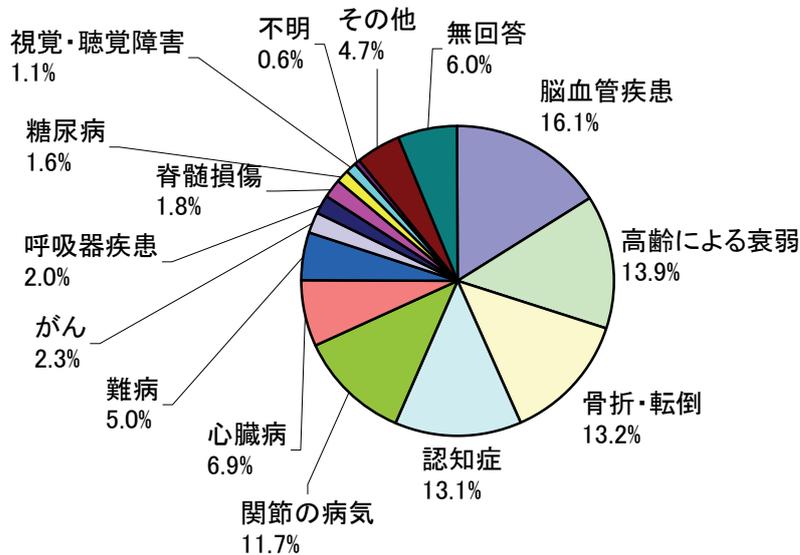
平成 19 年度の高齢者保健福祉施策調査では、65 歳以上の要介護の原因は、「脳血管疾患」16.1%が最も多く、次いで「高齢による衰弱」13.9%、「骨折転倒」13.2%、「認知症」13.1%となっています。一般高齢者に治療中の病気を聞いたところ、1位「高血圧症」、2位「高脂血症」、3位「眼科疾患」、4位「心臓病」で、生活習慣病が上位を占めています。また、治療中の病気がある人はない人に比べ抑うつ傾向が多く見られました。

歯の健康について、平成 19 年度の歯科健康診査では、70 歳で 22 本以上の歯を持っている人の割合は 73.2%であり、重度の歯周病にかかっている人は、60%を超えています。

介護予防について、一般高齢者では 74.4%の人が介護予防に関心があります。また、参加したい介護予防教室は、「認知症予防教室」41.1%が最も多く、次いで「筋力向上教室」41.0%、「転倒予防教室」39.2%となっています。

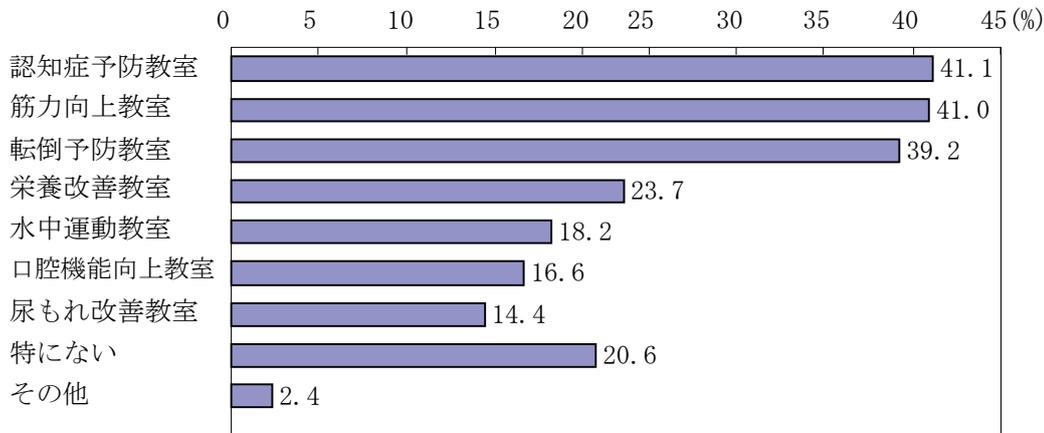
〔介護を要するようになった原因〕

居宅サービス利用者調査（回答者数=1,034人）



〔参加したい介護予防教室〕（複数回答）

一般高齢者調査（回答者数=1,106人）



出典：高齢者保健福祉施策調査報告書（平成20年3月）

施策4 健康づくりの促進

課題

健康づくりのためには、生活習慣病などの疾病やうつなどを早期に発見し、早期に適切な治療を受けるとともに不適切な生活習慣を変え、より良い生活習慣を継続していくことが重要です。また、高齢者は持病がある人も多いので、病気の悪化を防ぐという視点も重要です。

しかし、これまで、高齢期特有のこころや体の特徴を踏まえた健康づくりへの取り組みは必ずしも十分ではありませんでした。

施策の方向

高齢期特有のこころや体の特徴を踏まえ、高齢者自身が健康づくりに関心を持ち取り組めるよう、様々な機会や場を積極的に提供します。あわせて、健康診査等の受診率の向上を図ることで、疾病の予防や早期発見とともに、早期の適切な医療を推進していきます。また、うつの早期発見・早期対応のための知識の普及啓発や適切な相談ができるような相談体制を整えます。

事業

	事業名（担当課）	事業概要
1	【計画事業】 元気館事業の推進 （健康部健康推進課）	区民の運動習慣のきっかけをつくり、生活習慣病予防（メタボリックシンドローム対策）をすすめるため、各種講座や教室を開催します。 また、運動機能を高めるための筋力向上事業を行います。
2	【計画事業】 いきいきウオーク新宿 （健康部健康推進課）	高齢者の健康いきがいづくりや介護予防を推進するため、低負荷遊具の設置や地域団体との協働によるウォーキングを行います。
3	湯ゆう健康教室 （福祉部高齢者サービス課）	公衆浴場を「地域のふれあいの場」として位置づけ、保健センターの専門職による健康に関する話や実技及び高齢者マイスターによる演芸等を取り入れ、高齢者相互の交流機会及び外出機会の増加に伴う介護予防を増進します。

	事業名（担当課）	事業概要
4	若がえり講座 （健康部保健センター）	介護予防普及啓発事業の一環として、一般高齢者を対象に脳の働きと心の健康・栄養と口腔機能向上・運動指導を行います。
5	健康ウォーキング （新宿区生涯学習財団）	ウォーキングを通して、区民の健康づくりへの理解を図り、健康で豊かな生活をおくる一助とします。
6	出張レガスポ！ （新宿区生涯学習財団）	生涯学習館等で、高齢者向けの転倒予防など目的別プログラムを展開し、区民の「健康維持」「介護予防」に寄与し、健康づくりを支援していきます。
7	夏休みラジオ体操 （新宿区生涯学習財団）	新宿区ラジオ体操会連盟と連携して、早起きラジオ体操会を実施し、世代交流を図りながら、高齢者の健康づくり、体力づくりを支援します。
8	健康手帳の交付 （健康部健康推進課）	健康保持のために必要な事項を掲載し、自らの健康管理と適切な医療に役立つ健康手帳を、希望する人に交付します。
9	健康教育 （健康部保健センター）	講演会や講習会等を通じて生活習慣病の予防やがん予防の指導や支援、知識の普及啓発を行います。
10	健康相談 （健康部健康推進課） （健康部保健センター）	生活習慣病の予防や病気の悪化防止など、健康の保持増進を図るために、個別相談を実施し必要な指導や助言を行います。
11	健康診査 （健康部健康推進課） （健康部保健センター）	生活習慣病の予防や病気の早期発見など、健康の保持増進のために、健康診査を行います。
12	がん検診 （健康部健康推進課）	がんの早期発見、早期治療のため、がん検診を行います。
13	骨粗しょう症予防検診 （健康部保健センター）	骨粗しょう症の予防・早期発見のために骨密度の測定を行います。検診の結果、医療や食生活改善などが必要と判定された人に対し、指導や助言を行います。
14	歯科健康診査 （健康部健康推進課）	区内歯科医療機関で歯科健康診査を実施します。また、必要と判定された人に対し、疾患の予防、改善のための助言や指導を行います。

	事業名（担当課）	事業概要
15	歯の衛生週間 （健康部健康推進課）	歯の衛生週間（毎年6月4日～10日）に、区内歯科医療機関で区民を対象とした無料歯科相談を実施し、口腔の健康保持・増進のための自覚を促します。
16	認知症・うつ予防相談（再掲） （健康部保健センター）	認知症やうつの早期発見・早期対応のために、健康診査とあわせて行なう基本チェックリストを活用し、特定高齢者にはならない認知症・うつの不安がある人等を対象に、個別相談を実施します。

指 標

指 標 名	現 状（平成19年度）	目 標（平成23年度）
65歳から74歳の健康診査受診率の向上	34.0% （平成19年度健診データ）	50% （健康づくり行動計画「新宿区国民健康保険の特定健康診査受診率の目標」40歳から74歳国民健康保険加入者のみ）
70歳で22本以上の歯を持つ人の割合	73.2% （平成19年度歯周疾患検診データ）	78%
毎日外出する高齢者の割合	55.6% （平成19年度高齢者保健福祉施策調査）	58%

施策5 介護予防の推進

課 題

介護予防を推進するためには、高齢者自身の取組みが大切であり、介護予防教室修了者の自主活動グループ化への側面的支援が必要です。

また、介護予防をすすめていく上で、特定高齢者*及び要支援の人への個別性を重視した、適切な介護予防ケアマネジメントが何よりも重要です。

施策の方向

介護予防についての普及啓発を推進していくとともに、介護予防教室修了者による自主活動グループ化を促進していきます。また、特定高齢者の選定及び特定高齢者や要支援の人に対する介護予防ケアマネジメントの実施を推進していきます。

事 業

	事業名（担当課）	事業概要
1	介護予防普及啓発事業 （福祉部高齢者サービス課）	区民及び関係者を対象に介護予防普及啓発用パンフレットの配布及び外部講師による講演会を開催します。また、要介護認定を受けていない高齢者を対象に、認知症予防・尿失禁予防教室等を開催します。
2	地域介護予防活動支援事業 （福祉部高齢者サービス課）	介護予防教室終了者や介護予防に関心のある高齢者に対して自主活動化を支援し、介護予防に関する知識や技術の普及啓発を図るとともに、継続した介護予防の取組みが行なえるようにします。
3	特定高齢者選定事業 （福祉部高齢者サービス課）	要介護・要支援状態に移行するリスクの高い高齢者（特定高齢者）の把握のため、健康診査等を行う生活機能評価結果から対象者を選定し、介護予防事業に取り組み勧奨通知を発送します。 また、希望者に介護予防プランの作成、介護予防教室事業への参加を促します。
4	介護予防ケアプラン作成 （福祉部高齢者サービス課）	要支援1、要支援2の認定を受け、介護予防サービスが必要とする予防給付の対象者に、要支援状態の改善や要介護にならないための介護予防ケアプランを作成します。

	事業名（担当課）	事業概要
5	介護予防ケアマネジメントの質の向上 （福祉部高齢者サービス課）	国や東京都等が実施する介護予防ケアマネジメント指導者研修等に地域包括支援センターの職員を派遣し、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図ります。また、区は、地域の地域包括支援センターの職員等に対し、適宜、実務者研修を行うとともに、相談支援体制を整え、介護予防ケアマネジメントの適切な実施を支援します。
6	介護予防教室 （福祉部高齢者サービス課）	要介護・要支援の認定を受けていない65歳以上の高齢者で、介護予防への取組みが必要と判定された人に対して、要介護状態への移行を予防するための、運動機能向上教室・口腔機能向上教室・低栄養改善教室を開催します。
7	介護予防事業の評価 （福祉部高齢者サービス課）	特定高齢者及び一般高齢者に対する介護予防事業が効果的かつ適切に行われているかを評価します。
8	いきがい対応型デイサービス （福祉部高齢者サービス課）	要介護認定で非該当（自立）と判定された人と、認定者でも通所介護サービスを利用していない人、及び概ね60歳以上の家に閉じこもりがちな高齢者に対して、介護予防と自立した生活を支援するため、いきがい・趣味活動の通所事業を実施します。
9	認知症・うつ予防相談 （健康部保健センター）	認知症やうつの早期発見・早期対応のために、健康診査とあわせて行なう基本チェックリストを活用し、特定高齢者にはならない認知症・うつの不安がある人等を対象に、個別相談を実施します。

指 標

指 標 名	現 状（平成19年度）	目 標（平成23年度）
介護予防に関心のある高齢者の割合	74.4% （平成19年度高齢者保健福祉施策調査）	80%
介護予防教室の対象者となる特定高齢者の選定数	2,915人	3,800人

基本目標3 いつまでも地域の中でくらす 自立と安心のためのサービスを充実します

- 施策6 介護保険サービスの提供と基盤整備
- 施策7 自立生活への支援（介護保険外サービス）
- 施策8 介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進
- 施策9 認知症高齢者支援体制の推進
- 施策10 在宅療養体制の整備
- 施策11 ケアマネジメント機能の強化
- 施策12 くらしやすいまちづくりと住宅の支援

現 状

〇区のこれまでの取組み

高齢者配食サービスやおむつ費用の助成、補聴器や杖の支給など従来からの各種高齢者福祉サービスを継続実施しているほか、高齢者とその家族をめぐる社会環境の変化やニーズの多様化に対応するサービスとして、回復支援家事援助サービスやちょっと困りごと援助サービス、一人暮らし高齢者への情報紙訪問配布事業等を実施しています。また、こうしたサービスに加え、災害時要援護者*名簿、社会福祉協議会が実施する在宅福祉サービス等を有機的に組み合わせることにより、高齢者の自立生活の支援を総合的に実施しています。

いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスを重点的に整備すると同時に、在宅での生活が困難になった高齢者を支えるため、公有地の活用などによる特別養護老人ホームの整備をすすめています。

区内の介護保険サービス事業者等で組織される協議会への支援や事業者に対する研修などにより、介護保険サービスの質の向上を図っています。

不適切なサービス提供や利用を防ぐため、介護保険サービス事業者への指導検査の実施、介護モニター制度の活用などにより、適正利用の促進を図っています。

高齢者や障害者も安心して暮らせるユニバーサルデザイン*の視点を取り入れた住みよいまちづくりをすすめていくため、平成19年12月に「新宿区都市マスタープラン」を策定し、公共施設・道路等のバリアフリー化の推進に取り組んでいます。

安心して住み続けられる住宅・住環境の整備に向けた住宅政策の基本目標や施策の方向性を示した「新宿区住宅マスタープラン」を平成20年1月に策定し、高齢者の安定した居住を確保できるしくみづくりに取り組んでいます。また、シルバーピアに入居する一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が地域で自立して生活していくために、安否の確認や関係諸機関との連絡調整をするワーデン(生活協力員)*またはL S A (生活援助員)*を配置しています。

○高齢者の実態

平成19年度の高齢者保健福祉施策調査において、居宅サービス利用者に介護保険を受けたい場所を聞いたところ、在宅希望者は65.4%、施設希望者は12.5%であり、施設希望者の半数強が「家族に負担をかけたくない」と回答しています。

また、居宅サービス利用者に不安に感じることを聞いたところ、「寝たきり、または今より状況が悪化した時の介護のこと」59.9%が最も多く、次いで「自分もしくは配偶者の健康」39.7%、「急病などの緊急時の対応」38.1%となっています。

介護保険サービス事業所に人材確保で困っているか聞いたところ、「困っていない」が28.1%で、「困っている」が71.9%と多くの事業所が人材確保で困っていると答えています。「困っている」理由は、「募集しても集まらない」が最も多く、次いで「有資格者や経験者が集まらない」となっています。

また、経営状況について聞いたところ、「安定的に運営ができています」が15.0%、「経営が厳しい」が85.0%と多くの事業所が「経営が厳しい」と答えています。「経営が厳しい」理由は、「介護報酬が低い」が最も多く、次いで「人件費の割合が高い」となっています。

一般高齢者において、地域で認知症の人が暮らしやすくなるしくみについて聞いたところ、「認知症の人が利用できるサービスや施設を充実させる」46.4%が最も多く、次いで「介護者の支援をするサービスを充実させる」39.9%、「身近な相談窓口を充実させる」35.1%、「一般の人に認知症に対する理解を深めるための普及啓発を充実させる」34.1%となっています(24ページ〔地域で認知症の人が暮らしやすくなるしくみ〕参照)。

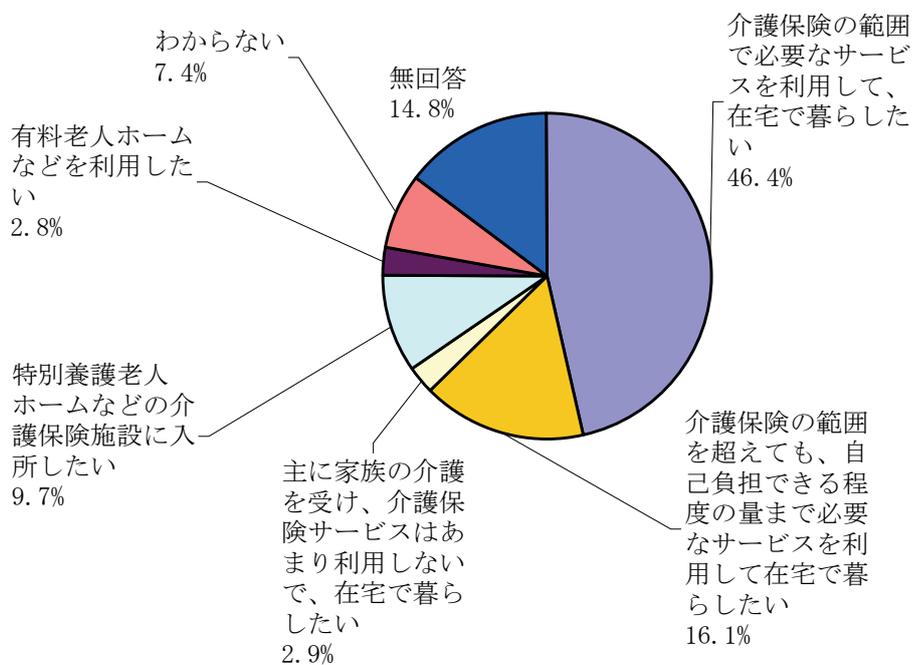
また、「治る見込みのない疾患にかかり日常生活が困難になった場合、療養生活の最期はどこで送りたいですか」と聞いたところ、26.1%が「自宅」と回答しています(34ページ〔療養生活の最期を送りたい場所〕参照)。

※施策6の現状については、「第4章 介護保険制度によるサービス」を参照。

※施策9・10・11の現状については、「第3章 第2節 重点的取組み」を参照。

〔介護保険サービスを受けたい場所と内容〕

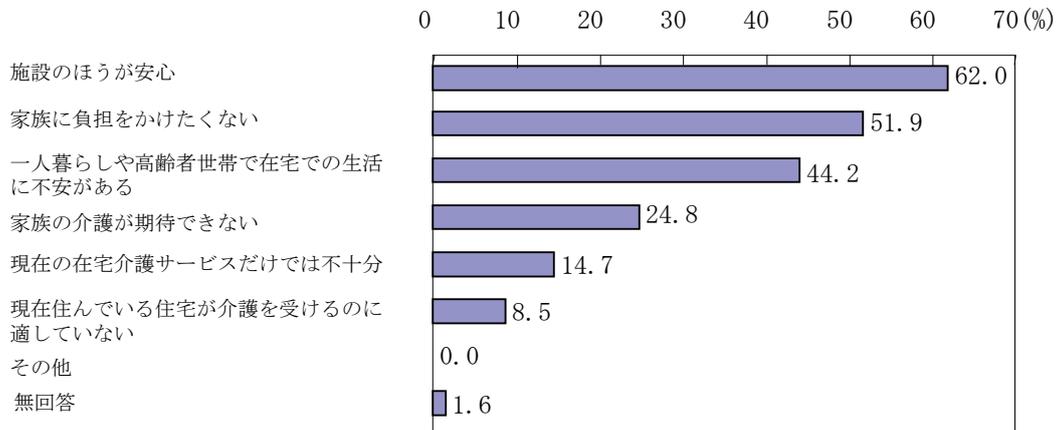
居宅サービス利用者調査（回答者数=1,034人）



出典：高齢者保健福祉施策調査報告書（平成20年3月）

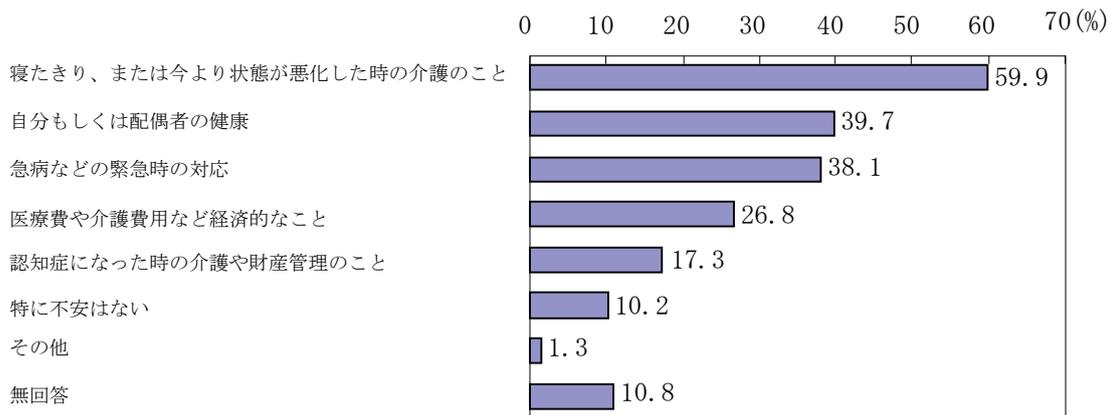
〔施設に入所したい理由〕（複数回答）

居宅サービス利用者調査（回答者数=129人）



〔居宅サービス利用者が不安に感じること〕（複数回答）

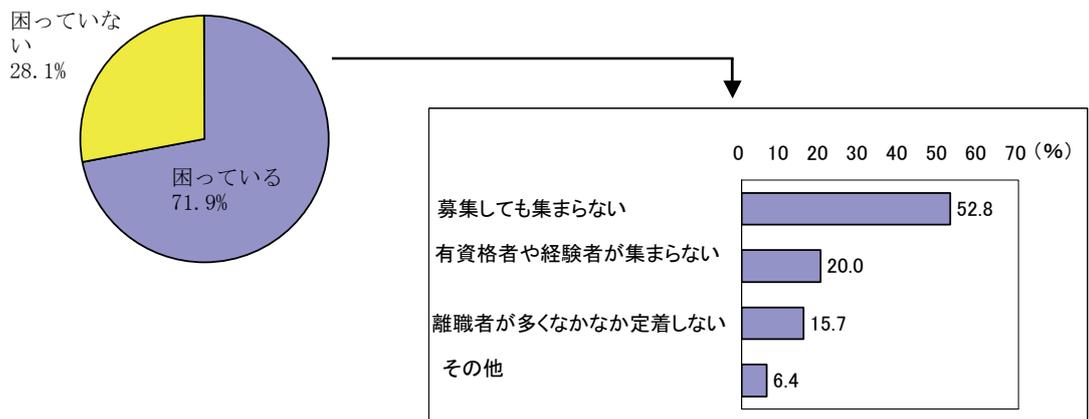
居宅サービス利用者調査（回答者数=1,034人）



出典：高齢者保健福祉施策調査報告書（平成20年3月）

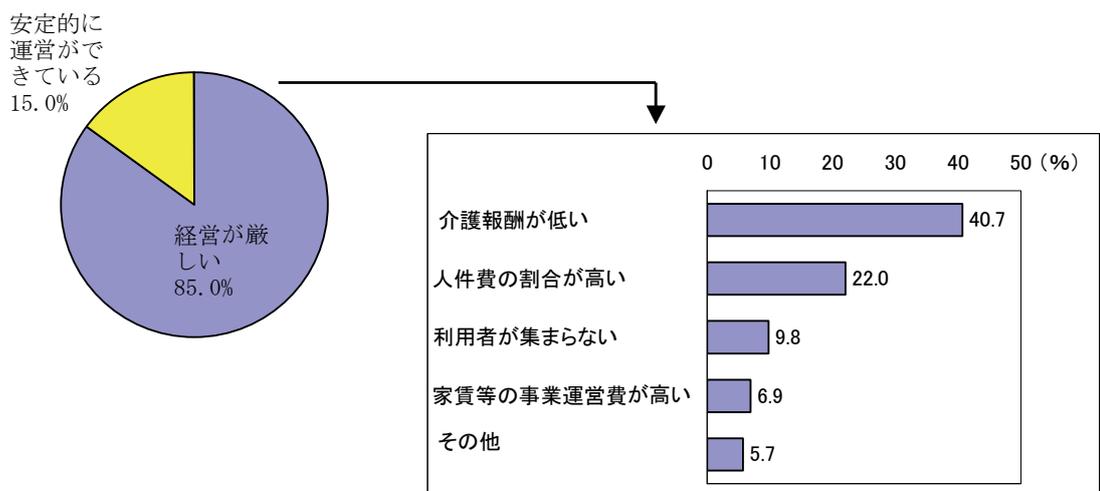
〔人材確保の状況〕（複数回答）

介護保険サービス事業者調査（回答数=101所）



〔経営の状況〕（複数回答）

介護保険サービス事業者調査（回答数=101所）



出典：高齢者保健福祉施策調査報告書（平成20年3月）

施策6 介護保険サービスの提供と基盤整備

課題

「第4章 介護保険制度によるサービス」を参照。

施策の方向

「第4章 介護保険制度によるサービス」を参照。

事業

	事業名（担当課）	事業概要
1	介護保険サービス （福祉部介護保険課）	介護保険は、本人や家族が抱える介護の不安や負担を社会全体で支え合う制度です。介護保険制度は、区が保険者となって運営しています。40歳以上の人全員が被保険者となって保険料を納め、介護が必要と認定されたときには、費用の一部を支払って介護保険サービスを利用することができます。
2	地域密着型サービス事業者の指定 （福祉部介護保険課）	平成18年4月に創設された地域密着型サービスについては、事業所の指定を区が行います。指定に際しては、サービスの質の確保や適正な運営を図る観点から、予め地域包括支援センター等運営協議会から意見を聴取します。
3	【計画事業】 特別養護老人ホーム等の整備 （福祉部介護保険課）	在宅生活が困難になった要介護高齢者の生活を支えるため、民間事業者が行う施設整備の経費の一部を補助することにより、区内における特別養護老人ホームの整備を推進します。
4	【計画事業】 地域密着型サービスの整備 （福祉部介護保険課）	要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）などの整備を推進します。
5	医療介護支援 （福祉部高齢者サービス課）	新宿区内の特別養護老人ホームに対して胃ろう等の医療処置を必要とする入所者受入のための施設運営経費を助成することで医療処置を必要とする区民が地域での生活を営める環境を整備します。

	事業名（担当課）	事業概要
6	【新規事業】 在宅復帰リハビリテーション 連携事業 （福祉部介護保険課）	在宅への復帰が円滑に図られるように、病院でのリハビリテーション終了後に老人保健施設での集中的なリハビリテーションを実施するとともに、医療等との連携を強化します。

指 標

指 標 名	現 状（平成19年度）	目 標（平成23年度）
地域密着型サービスの整備	小規模多機能型居宅介護 1ヶ所 小規模特別養護老人ホーム 0ヶ所 認知症高齢者グループホーム 5ヶ所	小規模多機能型居宅介護 9ヶ所 小規模特別養護老人ホーム 1ヶ所 認知症高齢者グループホーム 9ヶ所
特別養護老人ホームの整備	特別養護老人ホーム 5ヶ所	特別養護老人ホーム 6ヶ所

施策7 自立生活への支援（介護保険外サービス）

課題

地域での生活維持のために必要なサービスを適切に提供するとともに、見守り等の充実による住み慣れた地域で安心して生活できるしくみの構築が必要です。

また、災害時に備え、地域における要援護者の情報の把握・共有及び支援について、具体的に定めていくことが必要です。

施策の方向

高齢者が、住み慣れた場所で安心して自立した在宅生活を送ることができるよう、高齢者をめぐる社会環境や諸制度の変化に対応できるサービスを提供するとともに、地域の見守り体制等の充実を図っていきます。

また、災害時に要援護者の生命を災害から守るための取組みを充実させていきます。

事業

	事業名（担当課）	事業概要
1	配食サービス （福祉部高齢者サービス課）	65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯等で地域との交流に乏しく、食事の支度が困難な人に月～金曜日に昼食を宅配し、健康の維持を図り、介護予防と自立した生活を支援するとともに、配食時に安否確認を行います。
2	理美容サービス （福祉部高齢者サービス課）	65歳以上の在宅の高齢者等で外出が困難な人に（要介護4～5、身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度等）、区が委託する理・美容の組合が出張できる理・美容師を紹介し、自宅で調髪・カットを行うことにより高齢者の生活支援を図ります。
3	寝具乾燥消毒サービス （福祉部高齢者サービス課）	65歳以上の一人暮らしまたは、在宅の寝たきりの人、身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度の人に寝具丸洗い及び消毒乾燥を行い、衛生的就寝の確保により日常生活の支援を図ります。

	事業名（担当課）	事業概要
4	回復支援家事援助サービス （福祉部高齢者サービス課）	65歳以上の一人暮らし等の高齢者で要介護・要支援の認定を受けていない人が、退院直後や骨折等で通院治療のため一時的に家事援助が必要な時、ホームヘルパーを派遣します。
5	いきがい対応型デイサービス （再掲） （福祉部高齢者サービス課）	要介護認定で非該当（自立）と判定された人と、認定者でも通所介護サービスを利用していない人、及び概ね60歳以上の家に閉じこもりがちな高齢者に対して、介護予防と自立した生活を支援するため、いきがい・趣味活動の通所事業を実施します。
6	ハンディキャブ運行事業 （新宿区社会福祉協議会）	高齢者等に対し、移動の利便を図るとともに社会参加を広げるため、新宿区社会福祉協議会が住民の協力を得て、車イスのまま乗車できるリフト付車両（ハンディキャブ）を運行している事業を支援します。
7	住宅改修・設備改修費助成事業 （福祉部介護保険課）	日常の動作に困難がある高齢者に対し、住宅の改修及び日常生活用具を給付することにより、在宅での生活を支援します。
8	住宅改修理由書作成業務の支援 （福祉部介護保険課）	居宅介護支援または介護予防支援*を受けていない要介護者等が介護保険の住宅改修等を利用する際、専門性を有する者が住宅改修にかかる理由書を作成した場合に作成料を支給します。
9	老人性白内障特殊眼鏡等助成費 （健康部医療保険年金課）	老人性白内障の治療のための人工水晶体が不適合で挿入できなかった高齢者に対し、特殊眼鏡等の購入費用の一部を助成します。
10	高齢者おむつ費用助成 （福祉部高齢者サービス課）	65歳以上の区民で、在宅の場合は介護保険の要介護4～5、身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度の人、入院の場合はこれに準じる人を介護している区民に対して（家族のいない場合は本人）、申請に基づき決定した月から、月8,000円を限度におむつの費用を助成します。
11	補聴器・杖の支給 （福祉部高齢者サービス課）	医師が補聴器の使用を必要と認めた70歳以上の高齢者に対して、委託先の補聴器会社で補聴器を支給します。また、歩行に不安のある65歳以上の在宅の高齢者に、杖を支給します。
12	高齢者緊急通報システム （福祉部高齢者サービス課）	慢性的疾患があり常時注意を要する65歳以上の一人暮らしの高齢者等に対して、緊急通報用ペンダントや機器の貸し出しを行います。緊急事態に陥ったときに、東京消防庁や警備会社に通報が入るシステムです。
13	高齢者火災安全システム （福祉部高齢者サービス課）	病状や家屋の状態から防火の配慮が必要な65歳以上の一人暮らしの高齢者等に、火災警報器、自動消火装置、ガス安全システム、電磁調理器を給付します。

	事業名（担当課）	事業概要
14	高齢者居住住宅への火災警報器の設置 （福祉部高齢者サービス課）	65歳以上の一人暮らし高齢者等が居住する住宅に、住宅用の火災警報器を給付することで、火災を早期発見するとともに火災予防の大切さについて普及啓発し、高齢者の安心・安全な居住空間を確保します。
15	災害時要援護者登録名簿の活用 （福祉部地域福祉課） （区長室危機管理課）	災害発生時において、自らを守るための適切な防災行動をとることが困難な人をあらかじめ「災害時要援護者登録名簿」に登録しておくことにより、事前に警察・消防・防災区民組織等が把握しておくことができ、災害時に安否確認や避難誘導その他の適切な救援が行われるようにします。
16	災害時要援護者対策の充実 （区長室危機管理課） （福祉部地域福祉課）	平成20年度のモデル実施を検証し、平成21年度は避難支援プランに係る全体計画を策定、その中で個別支援計画や福祉避難所の整備を推進します。また、支援者層の拡大を図るため、訪問介護事業所等福祉関連事業所との災害時協定や小・中・高校・大学等に呼びかけ、地域の中で働くことのできる人材育成の啓発を推進し、総合的な避難支援体制の確立をめざします。
17	ちょこっと困りごと援助サービス （福祉部地域福祉課） （新宿区社会福祉協議会）	一人暮らし高齢者等に対して、困りごとの解決に協力できるボランティアを紹介し、日常生活でのちょっとした困りごとを援助し地域で安心して自立した生活が送れるように支援します。あわせてボランティアによる地域の支え合い活動のしくみを生かすことで、地域との新たなつながりを生み出し、地域支え合いのコミュニティの形成を図ります。
18	【計画事業】 介護保険制度改正に伴う支援 （通所サービス利用者の食費助成・自立支援特殊寝台貸与者への利用助成） （福祉部介護保険課）	通所サービスを利用した住民税世帯非課税者を対象に、食費にかかる費用の一部を助成します。 平成18年4月の制度改正により特殊寝台の貸与を受けられなくなった人を対象に、軽度者向け特殊寝台の貸与にかかる費用の一部を助成します。
19	ふれあい訪問・地域見守り協力員事業 （福祉部地域福祉課） （新宿区社会福祉協議会）	①ふれあい訪問 地域との交流が少ない一人暮らし高齢者等に対して、専門の相談員が訪問を行い、安否確認と日常生活に関する相談に応じ、見守り協力員事業をはじめとした各種福祉施策につなぐことで、自立した生活を支援します。 ②地域見守り協力員 一人暮らし高齢者等に対して、安否の確認等のために、ボランティアが定期的に見守り・声かけ訪問を行い、ぬくもりだよりを配布するほか、身近な地域でのささえ合いのしくみづくりが推進されるよう社会福祉協議会がボランティア活動の支援と調整を行います。

指 標

指 標 名	現 状（平成19年度）	目 標（平成23年度）
通所介護等食費助成利用者数（年間）	541 人	1,000 人
配食サービス （月平均利用者数）	542 人	620 人
避難支援プラン全体計画の策定	—	平成 21 年度 計画策定

施策 8 介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進

課 題

介護保険サービス事業者が、法令や基準に基づき適正なサービス提供などを行っていくとともに、より質の高いサービスを提供していく必要があります。また、介護保険サービスを区民が適正に利用することができるよう、今後も制度周知を図っていく必要があります。

介護保険サービスの質の確保のためには、介護人材の確保・育成や介護保険サービス事業者の安定した経営が行われていることが必要です。

施策の方向

利用者の状態に応じて必要とする様々なサービスを事業者が法令等に従って適正に提供するように、東京都介護給付適正化プログラム*を踏まえ、適正化に向けた取組みを推進します。また、介護を必要とする人が、介護保険サービスを適正に利用することができるように制度の周知を図ります。

介護人材の確保・育成への区としての支援策を講じていきます。

事 業

	事業名（担当課）	事業概要
1	介護保険サービスに関する苦情相談 （福祉部介護保険課）	介護保険サービスの利用に際して、事業者等とトラブルがあったときは、事実関係を確認し、事業者等との調整を行います。
2	介護保険サービス事業者に対する指導検査 （福祉部介護保険課）	地域密着型サービスを中心に、指定基準の遵守の徹底、サービスの質の改善・向上及び適正利用の促進の観点から、介護保険サービス事業者への指導検査を実施します。
3	介護保険サービス事業者協議会への支援 （福祉部介護保険課）	区内の介護保険サービス事業者が中心となって組織されている新宿区介護保険サービス事業者協議会の運営を支援します。

	事業名（担当課）	事業概要
4	事業所向け研修 （福祉部介護保険課）	訪問介護事業所のサービス提供責任者などを対象に、適正な業務内容の習得を目指した研修を行います。
5	福祉サービス第三者評価の受審費用助成 （福祉部介護保険課）	介護保険サービスの質の確保や事業者選択の情報提供を目的とする福祉サービス第三者評価の普及のため、民間の介護保険サービス事業者に受審費用の一部を助成します。
6	介護給付適正化の推進 （福祉部介護保険課）	介護報酬請求内容の点検や介護給付費通知の発送、適正な介護サービス利用のパンフレットの配布などを行い、介護保険サービス費の適正化を図ります。
7	地域包括支援センター等運営協議会の運営 （福祉部介護保険課）	地域包括支援センターの公正・中立性の確保や適正な運営並びに地域密着型サービスの質の確保を図るため、地域包括支援センター等運営協議会を運営します。
8	介護モニター制度 （福祉部介護保険課）	介護保険制度や介護保険サービスの利用について、介護サービスの利用者またはその家族から、介護保険サービスの質、利用実態を把握し、制度運営の参考とします。
9	介護保険サービス事業者等表彰制度の実施 （福祉部介護保険課）	事業所や団体が取り組んでいる様々な介護・支援事例の中から、介護保険サービスの質の向上に貢献した優秀な実践事例を区長が表彰します。
10	【新規事業】 介護福祉士資格取得費用助成 （福祉部介護保険課）	区内の介護保険サービス事業所に職員として従事する介護職員を対象に、介護福祉士の資格を取得する際の研修及び受験費用について区が定めた上限額を限度として、かかった費用の半額を助成することにより、質の高い介護人材の育成支援を行います。

指 標

指 標 名	現 状（平成19年度）	目 標（平成23年度）
介護保険サービスの利用満足度（「満足」「やや満足」の割合）	83% （平成19年度高齢者保健福祉施策調査）	85%
介護保険サービス事業所実地指導の件数（年間）	45件	50件

施策 9 認知症高齢者支援体制の推進

「第3章 第2節 重点的取組み1 認知症高齢者支援体制の推進」を参照。

施策 10 在宅療養体制の整備

「第3章 第2節 重点的取組み2 在宅療養体制の整備」を参照。

施策 11 ケアマネジメント機能の強化

「第3章 第2節 重点的取組み3 ケアマネジメント機能の強化」を参照。

施策 12 くらしやすいまちづくりと住宅の支援

課 題

高齢者が住み慣れた地域で活動を継続し、住み続けることができるようユニバーサルデザインの視点に立った都市空間の実現が求められています。また、民間賃貸住宅の入居が困難になっている高齢者に対する民間賃貸住宅等への円滑入居の取組みが必要です。

施策の方向

高齢者が住み慣れた地域で活動を継続できるよう、ユニバーサルデザインの推進により道路・公園、公共空間や住環境が一体的・総合的にバリアの無い誰もが利用しやすいものとなるようにしていきます。また、高齢者が安心して住み続けられるよう、バリアフリー住宅の整備や民間賃貸住宅等への円滑な入居を支援します。

事 業

	事業名（担当課）	事業概要
1	人にやさしい建物づくり （都市計画部建築指導課）	病院等を含む公共的建物及び一定の規模以上の民間建物（共同住宅を含む）について、建築主、設計者等に対して、「東京都福祉のまちづくり条例」、「新宿区身体障害者・高齢者等の利用を配慮した建築物整備要綱・同指針」等に基づいた指導を行います。
2	【計画事業】 建築物等耐震化支援事業 （都市計画部都市計画課）	木造住宅等の耐震診断や耐震補強工事を行う場合、一定の要件に従い、費用の一部を助成します。 また、一定の要件に従い、高齢者を対象に耐震シェルター・耐震ベッドの費用の一部を助成します。
3	【計画事業】 ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進 （都市計画部都市計画課）	ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりをすすめるため、有識者等で構成する検討委員会を設置し、ガイドラインを策定します。ガイドライン策定後は、区民や事業者等に対して、ガイドラインの普及啓発を行いユニバーサルデザインのまちづくりをすすめます。

	事業名（担当課）	事業概要
4	【計画事業】 鉄道駅のバリアフリー化 （都市計画部都市計画課）	交通バリアフリー推進委員会、推進部会及び関係事業者と調整・協議を行いながら、鉄道事業者へ、エレベーター、視覚障害者用誘導ブロック、多機能トイレ等の設置や改善を要請し、駅舎等のバリアフリー化を促進します。また、エレベーターの設置について補助を行います。
5	【計画事業】 道路のバリアフリー化 （みどり土木部道路課）	平成17年4月に策定した「新宿区バリアフリー基本構想」に基づき、公共交通・道路・交通安全などの各特定事業者ごとに「特定事業計画」を策定し、事業を実施します。
6	【計画事業】 細街路の拡幅整備 （都市計画部建築調整課）	区民及び事業者等の理解と協力により、幅員4m未満の細外路を4mに拡幅整備することで、安全で快適な災害に強いまちづくりを行うとともに、障害者・高齢者等の安全を確保します。
7	高齢者に配慮した公園の整備 （みどり土木部みどり公園課）	公園の新設及び既存公園の改修にあたり、公園出入りに車椅子でも入園できるようにスロープを設置します。水飲み施設を身体障害者対応型に整備し、視覚障害者用誘導ブロックや手すり等の設置を行い、障害者及び高齢者の利用に配慮した使いやすい公園の整備をすすめます。
8	バリアフリー住宅の普及促進 （都市計画部住宅課）	バリアフリー住宅の普及啓発を図ります。
9	住宅資金融資あっ旋利子補給 （都市計画部住宅課）	区内に住宅を建設・購入、または増改築（修築・バリアフリー・耐震化補強）する区民で、区で定める一定要件を満たすことを条件に、必要な資金の一部に関し取扱金融機関へ融資あっ旋と利子補給を行うことで、居住環境の向上を図ります。
10	【計画事業】 高齢者等入居支援 （都市計画部住宅課）	保証人が見つからず、民間賃貸住宅への入居が困難となっている高齢者、障害者及びひとり親世帯に対し、協定保証会社へのあっ旋により円滑に入居が可能となるようにするとともに、一定の要件を満たす世帯には保証委託料の一部を助成します。
11	住宅相談 （都市計画部住宅課）	高齢者等の民間賃貸住宅への住み替え相談及び不動産取引相談について、専門相談員による相談を実施します。
12	住み替え居住継続支援 （都市計画部住宅課）	民間賃貸住宅に住む高齢者等が、その住宅を取り壊すこと等を理由に家主から立ち退きを求められ、区内の別の民間賃貸住宅に転居する際に、転居費用及び家賃の差額の一部を助成します。

	事業名（担当課）	事業概要
13	シルバーピアの管理運営 （福祉部高齢者サービス課）	シルバーピアに入居する一人暮らしや高齢者のみの世帯が地域で自立し生活していくために、安否の確認や関係諸機関との連絡調整をするワーカー（生活協力員）または LSA（生活援助員）を配置します。

指 標

指 標 名	現 状（平成19年度）	目 標（平成23年度）
ユニバーサルデザイン・ガイドラインに基づくまちづくりの推進	—	まちづくりに関するユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定及び普及啓発
保証委託料助成件数 （高齢者等入居支援）（年間）	6 件	25 件

基本目標 4 尊厳ある暮らしを支援します

施策 13 権利擁護・虐待防止の促進

施策 14 介護者への支援

現 状

〇区のこれまでの取組み

平成 19 年度に新宿区成年後見センターを設置し、成年後見制度の周知活動を展開してきました。また、高齢者虐待防止のために、養護者による虐待防止、施設従事者等による虐待防止などの関係者向けの実務マニュアルの作成及び高齢者虐待防止ネットワーク運営会議による関係機関との連携強化を図っています。

介護者に対しては、家族介護者交流会、家族介護者教室、緊急ショートステイ事業等を実施しています。

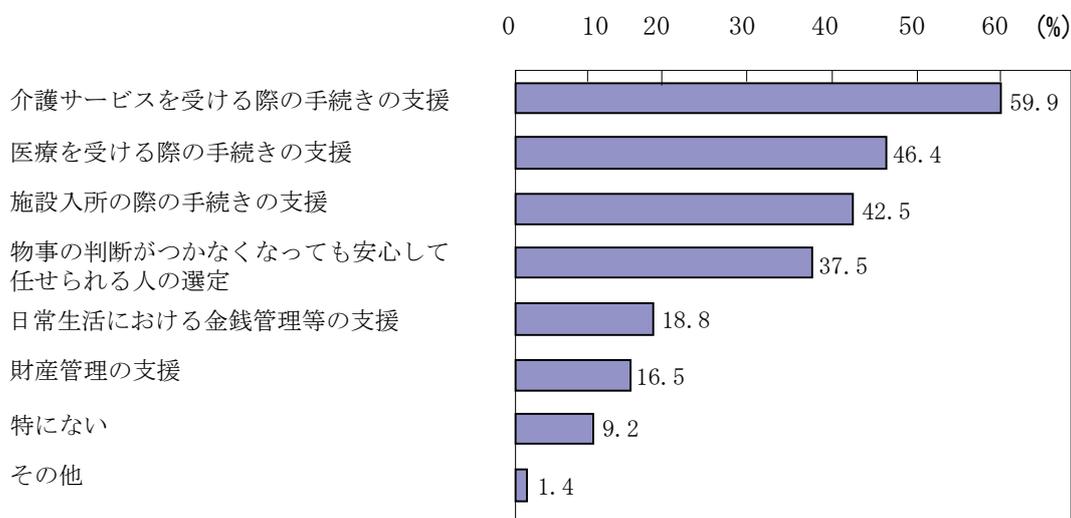
〇高齢者の実態

平成 19 年度の高齢者保健福祉施策調査では、一般高齢者が判断能力が低下した人の権利を守るための支援として望むことは、「介護サービスを受ける際の手続きの支援」59.9%が最も多く、次いで「医療を受ける際の手続きの支援」46.4%、「施設入所の際の手続きの支援」42.5%、「物事の判断がつかなくなっても安心して任せられる人の選定」37.5%となっています。

在宅で介護している人の負担感は、「精神的なストレスがたまり、悲観的な気持ちになることがある」55.1%が最も多く、次いで「日中家を空けるのに不安を感じる」49.2%、「自分の自由になる時間が持てない」45.4%、「身体的につらい」43.8%となっています。

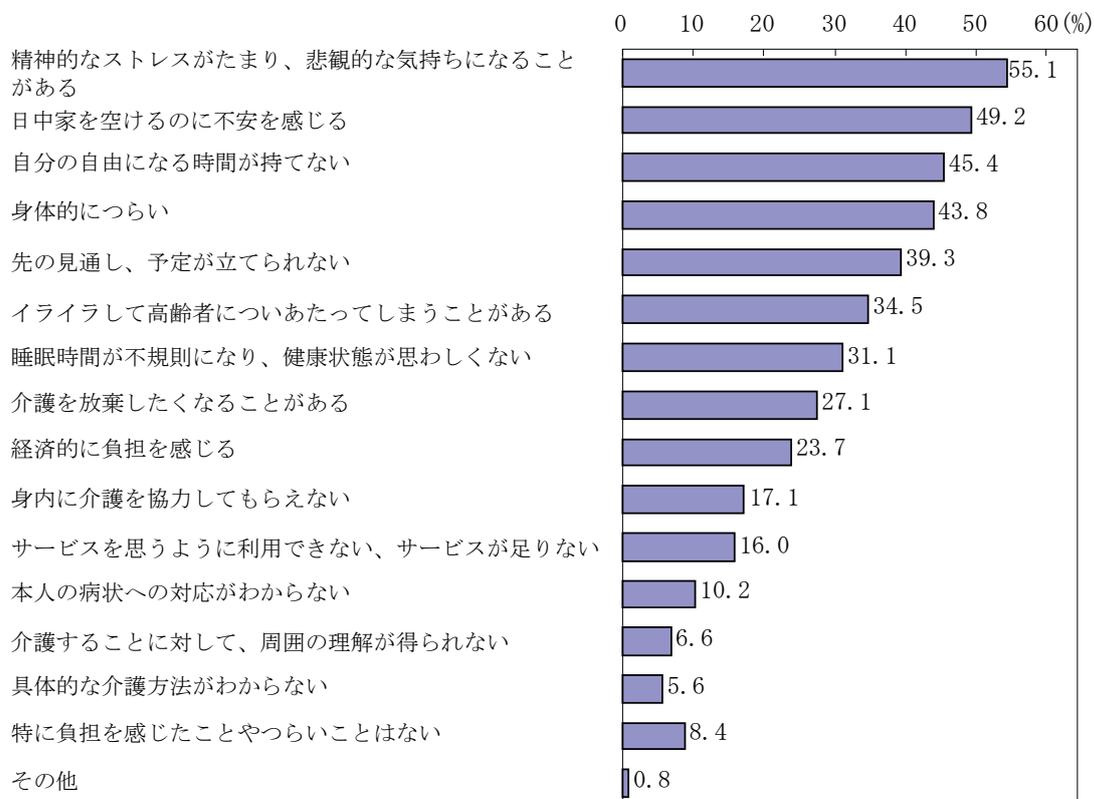
〔判断能力が低下した人への支援〕（複数回答）

一般高齢者調査（回答者数=1,106人）



〔介護の負担感〕（複数回答）

居宅サービス利用者調査（回答者数=666人）



出典：高齢者保健福祉施策調査報告書（平成20年3月）

施策 13 権利擁護・虐待防止の促進

課 題

成年後見制度、地域福祉権利擁護事業についての理解促進とともに、成年後見制度を担う人材の育成が必要です。

高齢者の消費者被害の予防・救済・再発防止に向けては、関係機関が連携して、さらに普及啓発に取り組むことが重要です。

また、高齢者虐待防止については、地域包括支援センターが中心となって、虐待の早期発見、相談体制を整備していく必要があります。

施策の方向

高齢者が認知症や要介護状態になっても、生命や財産が守られ、日常生活に支障をきたすことなく暮らすことができるよう権利擁護事業の効果的な活用を促進していきます。

高齢者の虐待及び消費者被害を予防するとともに、発生した事態に迅速に対応するため、関係機関、団体等が一体となった高齢者を支える総合的なネットワークを再構築します。

事 業

	事業名（担当課）	事業概要
1	高齢者の権利擁護の普及啓発 （福祉部高齢者サービス課）	区民や関係者を対象にした講演会やパンフレットにより、高齢者の権利擁護に関する普及啓発を行い、高齢者の尊厳と安心をみんなで守る、地域支え合いのしくみづくりに結びつけていきます。
2	【計画事業】 成年後見制度の利用促進 （福祉部地域福祉課） （新宿区社会福祉協議会）	成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人の権利を守る制度です。具体的には、成年後見人などがこうした人の意思を尊重し、その人らしい生活を守るため、法律面や生活面で支援するしくみです。高齢社会においては今後、その必要性が増していくものと考えられます。平成 19 年度に開設した「新宿区成年後見センター」を中心に、成年後見制度の普及啓発や、相談機能の強化等を行い、制度の利用促進を図っていきます。

	事業名（担当課）	事業概要
3	地域福祉権利擁護事業 （新宿区社会福祉協議会）	認知症高齢者等、判断能力が不十分な人を対象に実施しています。福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や書類等の預かりなどにより、地域で安心してその人らしい生活を送ることができるよう支援します。
4	成年後見審判請求事務等 （福祉部高齢者サービス課）	身寄りのない判断能力の不十分な高齢者が成年後見制度を利用できるよう、親族に代わって区長が家庭裁判所へ審判の請求を行います。また、成年後見制度に係る費用を負担することが困難である人に対して後見人等への報酬の助成を行います。
5	悪質商法被害に関する相談及び防止のための普及啓発 （地域文化部消費者行政担当）	民間の介護保険事業者、民生委員、新宿区社会福祉協議会、区相談担当職員など、高齢者の身近なところで活動している人たちによる悪質商法被害防止ネットワークを設置し、高齢者の悪質商法による被害を早期に発見し、新宿消費生活センターが通報を受けて被害の防止と早期回復を図ります。また、被害を未然に防ぐため、高齢者や介護者向けに悪質商法の具体的な手口などの普及啓発を推進します。
6	消費者講座 （新宿区生涯学習財団）	消費者の学習機会や場を確保し、消費生活に関する知識の普及を図るとともに、暮らしに役立つ生活に密着したテーマの講座を行います。
7	虐待の早期発見・相談 （福祉部高齢者サービス課）	地域包括支援センターを、虐待の相談、通報、届出の窓口とし、高齢者自身の届出や区民等からの通報、民生委員、ケアマネジャーからの総合相談、継続的支援を行います。
8	高齢者虐待防止ネットワークの再構築 （福祉部高齢者サービス課）	高齢者及び高齢者を介護する家族の支援を実施するために、関係機関による高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会を設置しました。今後、より総合的に高齢者の権利擁護のネットワークとして生かしていきます。
9	老人福祉施設への入所等措置 （福祉部高齢者サービス課）	心身上の障害、家庭環境、経済上の理由により、在宅で生活することが困難な65歳以上（特別の場合は60歳以上）の人を養護老人ホームへ入所措置します。

指 標

指 標 名	現 状（平成19年度）	目 標（平成23年度）
成年後見・権利擁護専門相談 件数（年間）	137 件	170 件
後見人養成講習修了者の区 登録者数	11 名	20 名

施策 14 介護者への支援

課 題

高齢者の介護体制の充実については、介護保険制度の整備や地域社会での支え合いのしくみづくりなどに加え、何よりも高齢者本人に一番身近な存在である家族介護者への支援策の充実が大切です。

在宅で長期に介護を続けていると介護者への負担が大きく、介護疲れから高齢者の虐待に及ぶこともあるため、介護者の負担を軽減する対策を充実することが必要です。さらに、家族介護者会などの介護者同士のグループ活動への支援策を充実することも必要となります。

施策の方向

多くの介護者が介護負担軽減のための事業に参加できるよう支援体制を充実するとともに、自主的に活動する家族介護者会等への支援策を充実していきます。

また、介護者の健康づくりや介護技術についての知識習得等、介護者も元気に安心した生活ができる施策を推進していきます。

事 業

	事業名（担当課）	事業概要
1	家族介護者教室・交流会 （福祉部高齢者サービス課）	高齢者を介護している家族及び過去に介護の経験のある家族を対象に、講演会及び交流会を開催し、介護負担の軽減を図ります。また、介護者相互の交流会を深めることにより、自主的に活動する家族介護者会等の活動へ結び付け、支援していきます。
2	家族介護者外出プラン （福祉部高齢者サービス課）	高齢者を介護している家族に、日常生活を離れての外出プランに参加してもらい、介護疲れ、精神的ストレスの解消を図ります。
3	介護者の休養 （福祉部介護保険課）	福祉施設等への短期入所（ショートステイ）や通所介護（デイサービス）を利用することにより、介護者の負担の軽減を図ります。

	事業名（担当課）	事業概要
4	家族介護慰労金の支給 （福祉部介護保険課）	要介護4又は5で住民税非課税世帯の要介護被保険者を、1年間介護保険のサービスを使わずに在宅で介護しているなどの支給要件を満たした家族に対して慰労金を支給します。
5	高齢者緊急ショートステイ事業 （福祉部高齢者サービス課）	緊急でショートステイが必要な人に対し、有料老人ホーム等の居室を提供することで、緊急時における要介護者の生活の場を一時的に保障し、その在宅生活を支援します。
6	特別養護老人ホームの入所調整 （福祉部高齢者サービス課）	特別養護老人ホームの入所について、より必要度の高い人から入所できるしくみづくりと調整を行います。
7	高齢者おむつ費用助成（再掲） （福祉部高齢者サービス課）	65歳以上の区民で、在宅の場合は介護保険の要介護4～5、身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度の人、入院の場合はこれに準じる人を介護している区民に対して（家族のいない場合は本人）、申請に基づき決定した月から、月8,000円を限度におむつの費用を助成します。
8	徘徊高齢者探索サービス （再掲） （福祉部高齢者サービス課）	身体的・精神的負担の軽減と安全を確保するため、徘徊高齢者の介護者に対し位置情報専用探索器の利用助成を行います。
9	【新規事業】 認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業（再掲） （福祉部高齢者サービス課）	認知症高齢者の介護者に対し、見守りや話し相手等の支援を行うホームヘルパーを派遣し、介護に伴う負担の軽減を図るとともに、リフレッシュする機会を提供します。

指 標

指 標 名	現 状（平成19年度）	目 標（平成23年度）
家族介護者教室・交流会、家族介護者外出プラン参加人数（年間）	476名	600名
介護保険サービスを利用して介護の負担が減った人の割合	65.2% （平成19年度高齢者保健福祉施策調査）	70%

基本目標5 支え合いのしくみづくりをすすめます

施策 15 高齢者を地域で支えるしくみづくり

施策 16 ボランティア活動等への支援

現 状

○区のこれまでの取組み

65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で希望する人に、地域の見守り協力員が訪問し安否確認を行っています。

高齢者の孤独死防止を目的として、75歳以上の一人暮らし高齢者に、月2回情報紙の配布を行い安否確認・見守り活動を実施しています。

高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域で認知症サポーターを育成し、気づきと支援の輪を広げています。

町会・自治会などの地域での活動や、ふれあい・いきいきサロンやボランティア活動など、多種多様な地域活動があり、これらの活動支援に取り組んでいます。

○高齢者の実態

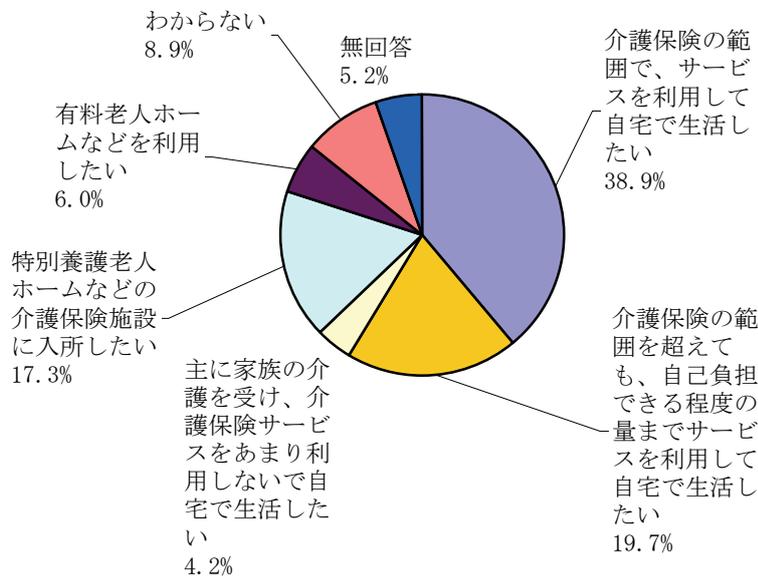
平成19年度の高齢者保健福祉施策調査において、一般高齢者に介護保険サービスを受けたい場所について聞いたところ、自宅希望者は62.8%、施設希望者は23.3%となっています。また、高齢者がいる世帯のうち、約6割が一人暮らしあるいは夫婦のみ世帯となっています。

65歳以上の一人暮らし高齢者は、平成12年度国勢調査の13,794人が平成17年度国勢調査では17,237人に増加しており、高齢化や核家族化の進行により、一人暮らしあるいは夫婦のみ世帯は、一般的な形態になってきています。

高齢者の今後のいきがい活動意向の中で社会活動は、「ボランティア活動等」12.6%、「町会・自治会・子ども会などの地域活動」7.0%となっています（54ページ〔いきがい活動の現状・意向〕参照）。

〔介護保険サービスを受けたい場所〕

一般高齢者者調査（回答者数=1,106人）



出典：高齢者保健福祉施策調査報告書（平成20年3月）

施策 15 高齢者を地域で支えるしくみづくり

課 題

高齢者やその家族が、地域で安心して生活できるように、孤独死防止、高齢者虐待の早期発見や認知症高齢者への支援等、高齢者とその家族に関する問題を地域住民が共有化する取組みが必要です。

一人暮らし高齢者が増加してきている現状から、見守り活動や定期的な訪問活動などを充実し、高齢者が一人でも安心して暮らせる地域づくりに取り組む必要があります。

また、災害時にも、見守り等の日頃の取組みが重要になります。災害時要援護者対策の促進が大きな課題となっています。

施策の方向

今後ますます増加する、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者等が、孤立することなく、いつまでも地域で安心して生活できるように、地域包括支援センターが中心となり、地域の様々な社会資源の掘り起こし・ネットワークづくりを積極的に行い、高齢者及び家族を支援する関係者の顔が見える連携体制を整備します。

また、高齢者の見守りや居場所づくり、話し相手や困りごとの手助けなど、地域住民が地域の課題に気づき、互いに支え合っていく環境づくりを推進し、その活動を支援する体制を整えます。

災害時に備え、関係部署が情報を共有し、連携することにより避難支援体制の充実を図ります。

事業

	事業名（担当課）	事業概要
1	ふれあい訪問・地域見守り協力員事業（再掲） （福祉部地域福祉課） （新宿区社会福祉協議会）	①ふれあい訪問 地域との交流が少ない一人暮らし高齢者等に対して、専門の相談員が訪問を行い、安否確認と日常生活に関する相談に応じ、見守り協力員事業をはじめとした各種福祉施策につなぐことで、自立した生活を支援します。 ②地域見守り協力員 一人暮らし高齢者等に対して、安否の確認等のために、ボランティアが定期的に見守り・声かけ訪問を行い、ぬくもりだよりを配布するほか、身近な地域でのささえ合いのしくみづくりが推進されるよう社会福祉協議会がボランティア活動の支援と調整を行います。
2	民生委員による相談活動 （福祉部地域福祉課）	地域住民がそれぞれの能力に応じて自立した生活が営めるよう必要に応じて生活状態を適切に把握し、常に住民の立場に立って、相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行います。
3	高齢者クラブによる見守り活動 （福祉部高齢者サービス課）	高齢者クラブ会員が友愛活動として、概ね60歳以上の高齢者クラブ会員及び近隣に居住する病弱や寝たきり、一人暮らし高齢者の家庭等を定期的に訪問し、話相手や日常生活の援助等の活動を実践することにより、高齢者の孤独の解消を図るとともに、高齢者による高齢者支援の推進を図ります。
4	【計画事業】 認知症高齢者を地域で支えるしくみづくり（再掲） （福祉部高齢者サービス課）	高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域に暮らす人々等の気づきと支援の輪を広げ、認知症高齢者とその家族を地域で支えていくためのしくみづくりを推進します。
5	【計画事業】 高齢者の孤独死防止に向けた取り組みの推進 （福祉部高齢者サービス課）	75歳以上の一人暮らし高齢者全員を対象に、高齢者向け情報紙を毎月2回訪問配布し、既存のサービスでは目の届かなかった高齢者を安否確認・見守りの対象とすることにより、高齢者の孤独死防止を図ります。
6	【計画事業】 地域見守り活動の推進 （福祉部地域福祉課） （新宿区社会福祉協議会）	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象として、ボランティアの地域見守り協力員（地域見守り協力員事業）や新宿区社会福祉協議会の相談員（ふれあい訪問）が高齢者宅を訪問し、安否確認や話し相手となり、高齢者の孤独感解消や自己の未然防止を図り、高齢者の自立した生活を支援します。
7	高齢者を支える総合的なネットワーク運営協議会の構築 （福祉部高齢者サービス課）	高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会等、既存のネットワークを再編して、高齢者虐待防止、孤独死防止、認知症対策の推進等、高齢者及び高齢者を介護する家族を取り巻く課題を、総合的に検討するネットワーク運営協議会を構築します。

	事業名（担当課）	事業概要
8	【新規事業】 地域ささえあい活動支援事業 （新宿区社会福祉協議会）	<p>日常生活で支援を必要とする人が、地域で安心して、より心豊かに暮らせるように、地域の人同士の支え合い活動による「地域で支えるしくみづくり」をすすめます。</p> <p>社会福祉協議会が支援を必要とする人の個別のニーズに合わせ、実際に協力できる人をコーディネートし、地域の支え合いの関係づくりを支援していきます。</p> <p>また、地域包括支援センターや他の社会資源等と連携し、地域での住民相互の支え合いのネットワークづくりを推進していきます。</p>
9	災害時要援護者登録名簿の活用（再掲） （福祉部地域福祉課） （区長室危機管理課）	<p>災害発生時において、自らを守るための適切な防災行動をとることが困難な人をあらかじめ「災害時要援護者登録名簿」に登録しておくことにより、事前に警察・消防・防災区民組織等が把握しておくことができ、災害時に安否確認や避難誘導その他の適切な救援が行われるようにします。</p>
10	災害時要援護者対策の充実（再掲） （区長室危機管理課） （福祉部地域福祉課）	<p>平成20年度のモデル実施を検証し、平成21年度は避難支援プランに係る全体計画を策定、その中で個別支援計画や福祉避難所の整備を推進します。また、支援者層の拡大を図るため、訪問介護事業所等福祉関連事業所との災害時協定や小・中・高校・大学等に呼びかけ、地域の中で働くことのできる人材育成の啓発を推進し、総合的な避難支援体制の確立をめざします。</p>

指 標

指 標 名	現 状（平成19年度）	目 標（平成23年度）
地域見守り協力員数	277人	400人
地域見守り対象者数	484人	680人

施策 16 ボランティア活動等への支援

課 題

一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、ボランティアによる見守りや支え合いの地域活動を支援していく必要があります。

施策の方向

高齢者を支えるボランティア活動等の地域活動に多くの人に参加するための、総合相談、活動情報の提供や紹介を行うとともに、積極的・安定的に続けられるよう支援する体制を整備していきます。また、高齢者自身が介護支援のボランティア活動を行うしくみを構築し、介護予防やいきがづくりを推進していきます。

事 業

	事業名（担当課）	事業概要
1	社会福祉協議会助成金制度 （新宿区社会福祉協議会）	区民が主体的に参加し地域で共有する問題の解決に向けて取り組む活動に対し、経費の一部を助成します。区内で実施している活動、これから立ち上げようとしている活動、またはボランティア活動団体等を対象とします。
2	ふれあい・いきいきサロン （再掲） （福祉部地域福祉課） （新宿区社会福祉協議会）	地域住民の誰もが気軽に参加でき、高齢者の閉じこもり・引きこもりの予防や地域交流・異世代交流などにもつながるサロンの普及と参加を促します。
3	【計画事業】 生涯現役塾（再掲） （福祉部高齢者サービス課）	シニア世代等を含む高齢者が持つ知識等を地域活動に活かしてもらうためのきっかけづくりをします。ワークショップ形式による講演や、実際にNPO法人等の協力を得て地域活動に参加し、体験することによって活動の促進を行います。
4	小・中学校、関係機関、団体等 が行う福祉教育等への協力 （新宿区社会福祉協議会）	ボランティア活動等の普及啓発に向けて各機関が実施するセミナーや、学校での「総合的学習の時間」や体験学習等に対し、高齢者や障害者等のボランティアとともにその取り組み等への企画協力を行い、児童生徒や地域団体との交流機会の調整を図ります。

	事業名（担当課）	事業概要
5	ボランティア・市民活動センターの地域活動支援事業 （再掲） （新宿区社会福祉協議会）	<p>ボランティア・市民活動参加の裾野を広げ、多様な世代・活動者への持続的な活動支援を行うため、総合相談、情報提供・紹介、ボランティア・市民活動状況の調査・情報収集、普及啓発事業や、講座・連絡会・交流会などの開催、各種団体との連絡調整を行います。</p> <p>ボランティア・市民活動に主体的中心的に関わる人材を育成し、多くの区民の参加と協働を促す仕掛けづくりをすすめていきます。</p> <p>また、身近な総合相談窓口・拠点として、各地区ボランティア・地域活動サポートコーナーにコーディネーターを配置し、地域に根ざした活動の基盤整備を図ります。</p>
6	【新規事業】 介護支援ボランティア・ポイント事業 （福祉部高齢者サービス課） （新宿区社会福祉協議会）	<p>高齢者が、介護保険施設*等でボランティア活動を行った場合に換金できるポイントを付与する事業を実施し、高齢者の介護予防やいきがいつくりを推進していきます。</p>

指 標

指 標 名	現 状（平成19年度）	目 標（平成23年度）
登録ボランティア数 （介護支援ボランティア・ポイント事業）	—	200名
ボランティア活動等いきがいを感している人の割合	8.5% （平成19年度高齢者保健福祉施策調査）	10%